

予 算 審 査 特 別 委 員 会

令 和 4 年 3 月 8 日
午 前 9 時 開 会
於 斑 鳩 町 第 一 会 議 室

| | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|--|--|-------------------|-----------|--|--|-----------|--|
| 議 長 | | | | | | | | | |
| 伴 吉 晴 | | | | | | | | | |
| 委 員 長 | | | | | | | | | |
| 坂 口 徹 | | | | | | | | | |
| 副 委 員 長 | | | | | | | | | |
| 横 田 敏 文 | | | | | | | | | |
| 出 席 委 員 | | | | | | | | | |
| 溝 部 真 紀 子 | | | | 齋 藤 文 夫 | | | | 大 森 恒 太 朗 | |
| 木 澤 正 男 | | | | 奥 村 容 子 | | | | | |
| 理 事 者 出 席 | | | | | | | | | |
| 町 長 | 中 西 和 夫 | | | 副 町 長 | 乾 善 亮 | | | | |
| 教 育 長 | 山 本 雅 章 | | | 総 務 部 長 | 西 卷 昭 男 | | | | |
| 総 務 課 長 | 仲 村 佳 真 | | | 同 課 長 補 佐 | 大 塚 美 季 | | | | |
| 安 全 安 心 課 長 | 真 弓 啓 | | | 同 係 長 補 佐 | 曾 谷 博 一 | | | | |
| 同 係 長 | 山 本 潤 | | | 政 策 財 政 課 長 | 福 居 哲 也 | | | | |
| 同 参 事 | 岡 村 智 生 | | | 同 課 長 補 佐 | 関 元 佑 治 | | | | |
| 同 課 長 補 佐 | 福 井 ま り | | | 税 務 課 長 | 福 田 善 行 | | | | |
| 同 課 長 補 佐 | 竹 山 潔 | | | 住 民 生 活 部 長 | 加 藤 惠 三 | | | | |
| 住 民 生 活 部 次 長 | 北 典 子 | | | 福 祉 課 長 | 中 原 潤 | | | | |
| 同 課 長 補 佐 | 細 川 友 希 | | | 子 育 て 支 援 課 長 | 中 尾 步 美 | | | | |
| 同 課 長 補 佐 | 西 川 美 奈 子 | | | 国 保 医 療 課 長 | 安 藤 晴 康 | | | | |
| 同 課 長 補 佐 | 市 川 千 晶 | | | 環 境 対 策 課 長 | 東 浦 寿 也 | | | | |
| 同 課 長 補 佐 | 峯 川 敏 明 | | | 同 課 長 補 佐 | 乾 裕 貴 | | | | |
| 住 民 課 長 | 関 口 修 | | | 同 課 長 補 佐 | 小 澤 香 代 子 | | | | |
| 都 市 建 設 部 長 | 上 田 俊 雄 | | | 会 計 管 理 者 | 黒 崎 益 範 | | | | |
| 教 育 次 長 | 栗 本 公 生 | | | | | | | | |
| 会 議 の 書 記 | | | | | | | | | |
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 谷 容 子 | | | 監 査 委 員 室 課 長 補 佐 | 角 井 幸 司 | | | | |

(午前9時00分 開会)

○伴議長 おはようございます。

本日、予算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様にはご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました、議案第9号 令和4年度斑鳩町一般会計予算についてほか5件の予算審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩いたします。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時01分 再開)

○伴議長 再開いたします。

休憩中に互選いただきました結果、委員長に坂口委員、副委員長に横田委員が互選されました。お二人にはよろしくお願ひします。

それでは、坂口委員に委員長席にお着きいただきます。

暫時休憩します。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時02分 再開)

○坂口委員長 再開します。

皆様のご推挙によりまして、予算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに委員会運営にあたらせていただきますので、委員皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○中西町長 おはようございます。予算審査特別委員会の皆さんにはお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本委員会に付託しております議案第9号 令和4年度斑鳩町一般会計予算についてほか5件でございます。一般会計で約101億3千万、トータル特別会計とも合わせますと194億の予算を計上しております。

いずれの議案につきましても皆さま方の温かいご審議をたまわりまして、ご可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

○坂口委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

署名委員に、溝部委員、齋藤委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく

お願いいたします。

それでは、本会議から付託を受けました、議案第9号 令和4年度斑鳩町一般会計予算について、議案第10号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第11号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第12号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号 令和4年度斑鳩町水道事業会計予算について、議案第14号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計予算について、以上、6議案を一括議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りいたします。

事前にお配りしております、令和4年3月定例会予算審査特別委員会進行予定表をご覧いただきたいと思っております。最初に、一般会計予算総括及び歳入全般について総務部長から説明を受けます。質疑は、別途、総務費にかかる予算審査においてお受けすることとし、質疑内容により回答は担当各部でお願いいたします。その後、各部ごとに、一般会計、特別会計、事業会計について審査を行い、一般会計の款ごと、また、特別会計、事業会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けたのち、それぞれ質疑を行い、すべての質疑の終了後、各会計予算について表決を行います。

以上、申しあげましたとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてまいりますので、委員並びに理事者の皆さんには、議事進行につきましてご協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、理事者の皆さんの説明については、大変長時間にわたるものもございますので、説明は着席のまましていただいて結構です。

それでは、一般会計予算総括と歳入全般について、説明を求めます。

西巻総務部長。

○西巻総務部長 おはようございます。それでは、議案第9号 令和4年度斑鳩町一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第9号

令和4年度斑鳩町一般会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議

会の議決を求めます。

令和4年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

失礼して、着席してご説明をさせていただきます。

説明に際して用います資料は、令和4年度 斑鳩町一般会計予算書と、令和4年度 予算関係参考資料となりますのでよろしくお願い致します。

それでは、令和4年度斑鳩町一般会計予算書の1ページをお願いします。

はじめに、予算総則につきまして朗読いたします。

令和4年度斑鳩町一般会計予算

令和4年度斑鳩町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,130,000千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

次に、予算総則に定めた債務負担行為により地方債の内容についてご説明します。

予算書の9ページをお願いします。はじめに、第2表 債務負担行為です。債務負担行為の予算を設定している事項は5つとなっております。ひとつ目は、文化振興センター施設管理運営業務委託契約です。期間を令和5年度から令和6年度までとして、限度額を2億238万4千円としています。二つ目は、固定資産税基礎資料データ更新、評価支援業務委託契約です。期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を1,050万円としております。三つ目は、認定こども園整備費補助事業です。期間を令和5年度として、限度額を3億783万1千円としています。四つ目は、健康増進計画等策定業務委託契約です。期間を令和5年度として、限度額を250万円としています。五つ目は、斑鳩の里観光案内所及び観光自動車駐車場施設管理運営業務委託契約です。期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を4,323万5千円としています。

10ページをお願いします。第3表 地方債です。はじめに起債の方法ですが、普通貸借又は証券発行としています。また、利率は3.0%以内とし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率としています。償還の方法は、政府資金については、その融資条件に基づき、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものと定めています。また、据置期間及び償還期間の短縮、繰上償還、借換えができる旨を定めています。

次に、それぞれの町債の内容についてご説明します。予算書の39ページをお願いします。はじめに、第1目 総務債では、地域交流館整備事業債として、地域交流館整備のための土地購入及び建物設計にかかる町債4,910万円を計上しています。この町債は起債充当率75%の一般単独事業債を活用します。次に、第2目 民生債では、第1節 ふれあい交流センターいきいきの里空調設備改修事業債として、いきいきの里の空調設備改修にかかる町債2,600万円を計上しています。この町債は起債充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を活用します。第2節 認定こども園整備事業債として、認定こども園整備費補助金に係る町債1,200万円を計上しています。この町債は起債充当率80%の社会福祉施設整備事業債を活用します。次に、第3目 農林水産業債では、土地改良事業債として桜池の耐震化整備に係る町債1,980万円を計上しています。この町債は起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事業等債を活用します。次に、第4目 土木債では、第1節 道路新設改良事業債として、道路整備に係る町債3,510万円を計上しています。この町債は起債充当率90%の地方道路等整備事業債及び、起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事業等債を活用します。第2節 道路橋りょう環境整備事業債です。道路維持工事や社会

資本整備総合交付金にて実施する橋りょう補修等に係る町債2,960万円を計上しています。この町債は起債充当率90%、交付税措置率約43%の公共施設等適正管理推進事業債及び、起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事業等債を活用します。第3節 公営住宅長寿命化事業債です。町営住宅長田団地の長寿命化設計に係る町債200万円を計上しています。この町債は、起債充当率100%の公営住宅建設事業債を活用します。第4節 流域対策施設整備事業債です。浸水常襲地域における内水対策施設の土地購入に係る町債2,990万円を計上しています。この町債は、起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事業等債を活用します。次に、第5目 消防債では防災基盤整備事業債として、デジタル防災行政無線の整備などに係る町債2億6,680万円を計上しています。この町債は、起債充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を活用します。40ページをお願いします。次に、第6目 教育債では、健民運動場設備改修事業債として、表層土改良に係る町債520万円を計上しています。この町債は、起債充当率75%の一般単独事業債を活用します。

最後に、第7目 臨時財政対策債では、引き続き地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される臨時財政対策債1億4,810万円を計上しています。臨時財政対策債は、元利償還相当額に対して、その全額が交付税措置されることとなっております。これら町債の総額は6億2,360万円となり、前年度と比較して2,330万円の減額となっております。

また、町債残高の見込みですが、予算書の163ページをお願いします。令和4年度末の一般会計における町債残高見込額は、下から4行目の合計A欄の右端ですが77億6,682万6千円となる見込みです。これは、令和3年度末見込額から1億4,081万6千円の減額となります。上水道事業、下水道事業を合わせました残高合計は一番右下でございしますが173億4,373万3千円となる見込みとなっております。

続きまして、歳出予算に係る総括説明を申しあげます。歳出予算の各費目の詳細については、後ほど各担当部長等からご説明させていただきますので、私からは簡単に予算の目的別に沿って、前年度の予算額との比較、そして性質別の主な増減について、ご説明いたします。それでは、15ページをお願いします。

はじめに、第1款 議会費です。新年度は9,397万2千円を計上しています。前年度と比較して724万9千円の減となっております。次に、第2款 総務費です。新年度は11億8,284万1千円を計上しています。前年度と比較して481万円の減となっております。次に、第3款 民生費です。新年度は39億8,426万9千円を計上

しています。前年度と比較して3億3,502万1千円の増となっています。次に、第4款 衛生費です。新年度は10億2,849万円を計上しています。前年度と比較して1億2,673万5千円の増となっています。次に、第5款 農林水産業費です。新年度は1億3,735万7千円を計上しています。前年度と比較して2,949万6千円の増となっています。次に、第6款 商工費です。新年度は1億1,638万5千円を計上しています。前年度と比較して267万9千円の増となっています。次に、第7款 土木費です。新年度は9億3,530万3千円を計上しています。前年度と比較して1,751万3千円の減となっています。次に、第8款 消防費です。新年度は6億3,013万8千円を計上しています。前年度と比較して2億6,796万1千円の増となっています。次に、第9款 教育費です。新年度は10億5,199万6千円を計上しています。前年度と比較して2,005万4千円の減となっています。次に、第10款 災害復旧費です。前年度と同額の6千円を計上しています。次に、第11款 公債費です。新年度は9億1,924万3千円を計上しています。前年度と比較して226万6千円の減となっています。最後に第12款 予備費です。5千万円を計上しています。以上、歳出予算の合計は、101億3千万円を計上しています。前年度と比較して7億1千万円の増となっています。

続きまして、歳出予算の性質別の状況について、ご説明します。令和4年度予算関係参考資料の6ページをお願いします。一般会計性質別明細書に基づき、前年度の当初予算額との比較でご説明します。はじめに、④の義務的経費は47億9,363万4千円となっています。障害福祉や私立保育所入所等に係る扶助費が増額となることから、前年度と比較して1億2,215万2千円、2.6%の増となっています。次に、⑨の経常的経費では45億2,602万7千円となっています。新型コロナウイルス感染症予防接種の実施や自治体DX推進を見据えた市内ネットワークの再構築に必要な物件費などが増額となることから、前年度と比較して2億6,595万1千円、6.2%の増となっています。次に、⑬の臨時的経費では2,654万6千円となっています。前年度に斑鳩町文化振興財団に対する出資金のうち9千万円の返還がされ、同額を財政調整基金へ積み立てたことから、前年度と比較して9,161万円の大減となっています。次に、⑰の投資的経費では7億3,379万3千円となっています。デジタル防災行政無線システム整備費や認定こども園整備費補助金などが増額となることから、前年度と比較して4億1,350万7千円の大増となっています。

以上で、歳出に係る総括説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算の内容についてご説明します。

恐れ入りますが一般会計予算書の13ページをお願いいたします。はじめに、第1款町税は30億3,124万円を計上しています。前年度と比較して7,850万円の増となっています。それでは、税目ごとにご説明いたします。16ページをお願いいたします。第1項 町民税では14億8,820万円を計上しています。令和3年度のマイナス影響が当初の見込みより少なかったことなどから、前年度と比較して7,230万円の増となっています。第2項 固定資産税では12億1,034万円を計上しています。新增築家屋の増加等により、前年度と比較して280万円の増となっています。17ページにお移りいただきまして、第3項 軽自動車税では6,650万円を計上しています。乗用の軽自動車の増加等により前年度と比較して530万円の増となっています。第4項 たばこ税では1億3,320万円を計上しています。販売本数の減少により、前年度と比較して240万円の減となっています。第5項 都市計画税では1億3,300万円を計上しています。固定資産税と同様の理由により、前年度と比較して50万円の増となっています。18ページをお願いいたします。地方譲与税をはじめ、各種交付金については、国の地方財政見通し、県からの提供資料等をもとに見積りしております。第2款 地方譲与税では、第1項 地方揮発油譲与税で1,470万円を計上しています。前年度と比較して210万円の増となっています。第2項 自動車重量譲与税では4,490万円を計上しています。前年度と比較して450万円の増となっています。第3項 森林環境譲与税では310万円を計上しています。前年度と比較して80万5千円の増となっています。19ページにお移りいただきまして、第3款 利子割交付金は360万円を計上しています。前年度と比較して150万円の減となっています。次に、第4款 配当割交付金は4,240万円を計上しています。前年度と比較して1,100万円の増となっています。次に、第5款 株式等譲渡所得割交付金は4,830万円を計上しています。前年度と比較して2,910万円の増となっています。

20ページをお願いいたします。第6款 法人事業税交付金は1,060万円を計上しています。前年度と比較して30万円の減となっています。次に、第7款 地方消費税交付金は5億390万円を計上しています。前年度と比較して1,240万円の増となっています。次に、第8款 ゴルフ場利用税交付金は2,160万円を計上しています。前年度と比較して170万円の増となっています。21ページにお移りいただきまして、第9款 自動車税環境性能割交付金は880万円を計上しています。前年度と比較して150万円の増となっています。次に、第10款 地方特例交付金は4,390万円を

計上しています。前年度と比較して280万円の増となっています。その下の、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、前年度限りで創設された交付金であり、新年度は、科目を廃止しております。22ページをお願いします。第11款 地方交付税は30億3,200万円を計上しています。前年度と比較して3億4,100万円の増となっています。普通交付税で26億8,200万円、特別交付税は3億5千万円を計上しています。次に、第12款 交通安全対策特別交付金は290万円を計上しています。前年度と比較して20万円の増となっています。

13ページにお戻りいただきたいと思えます。下から6行目の第13款 分担金及び負担金です。新年度は8,825万4千円を計上しています。前年度と比較して477万9千円の増となっています。その内容は、22ページから23ページにかけて、記載させていただいているとおりでございます。次に、第14款 使用料及び手数料は1億6,751万5千円を計上しています。前年度と比較して359万7千円の増となっています。その内容は、23ページから26ページにかけて、記載させていただいているとおりでございます。

次に、第15款 国庫支出金は13億1,060万7千円を計上しています。新型コロナウイルスワクチン接種や認定こども園施設整備に係る国庫補助金などが増額となることから、前年度と比較して2億6,136万3千円の増となっております。その内容は26ページから29ページにかけて記載させていただいているとおりでございます。

次に、第16款 県支出金は7億4,181万2千円を計上しています。農地利用効率化等支援交付金や障害福祉に係る県負担金などが増額となることから、前年度と比較して6,072万3千円の増となっています。その内容は30ページから33ページにかけて記載させていただいているとおりでございます。

次に、第17款 財産収入は3,245万6千円を計上しています。前年度に、斑鳩町文化振興財団に対する出資金のうち9千万円の返還があったことなどから、前年度と比較して8,589万3千円の減となっています。

次に、第18款 寄附金は、前年度と同額の1,500万円を計上しています。

14ページをお願いします。第19款 繰入金は8,496万5千円を計上しています。前年度と比較して720万3千円の増となっています。新年度は財政調整基金繰入金で、いかるがパークウェイ事業における土地開発基金用地の買戻しや地域交流館の整備、いかるがホール等の維持修繕などに要する費用に対応するために、前年度と同額の7千万円の計上しています。次に、第20款 繰越金は、令和3年度予算執行を見るな

かで1億5千万円を計上しています。次に、第21款 諸収入は1億385万1千円を計上しています。新年度は、体育施設の維持修繕等に活用するスポーツ振興くじ助成金の増額や、新たに小・中学校の県雇用の教職員から駐車場使用料を徴収することに伴う職員等駐車場使用料の増額などにより、前年度と比較して112万3千円の増となっております。その内容は35ページから39ページにかけて記載させていただいております。最後に、第22款 町債ですが、先ほどご説明させていただきましたとおりでございます。

以上で、一般会計予算の総括説明とさせていただきます。

よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりました。

ここで、理事者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時33分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る予算審査を行います。

初めに、第1款 議会費について、説明を求めます。

佐谷議会事務局長。

○佐谷議会事務局長 それでは、第1款 議会費の予算概要についてご説明申し上げます。

一般会計予算書の41ページから42ページにかけてです。新年度予算については、町議会の運営等に要する所要額として9,397万2千円を計上しました。前年度の予算額と比較しまして724万9千円、7.2%の減です。予算減の主な理由は、議員1名の欠員による議員報酬等の減です。予算額の内訳としましては、議員報酬や職員給与等の人件費が主なもので、その金額は8,851万9千円、全体の94%を占めております。人件費以外では、議長交際費として35万円、3常任委員会及び議会運営委員会の行政視察研修などにかかる経費として旅費、使用料及び賃借料などで139万1千円、会議録作成にかかる経費として筆耕翻訳料、印刷製本費などで75万4千円、議会だより発行にかかる経費として115万9千円、生駒郡町村議会議長会負担金131万6千円、王寺周辺広域市町村圏議会議長会負担金10万円などを計上しております。

以上が、議会費にかかります新年度予算の主な内容です。簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について、質疑をお受けいたし

ます。なお、質疑・答弁がスムーズに行えますよう、質疑の際には、予算書、関係資料等の資料名、資料番号、ページ数などをお示しください。

それでは、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第1款 議会費に対する質疑を終結いたします。

次に、第2款 総務費について、説明を求めます。

西巻総務部長。

○西巻総務部長 それでは、第2款 総務費のうち、総務部及び会計室が所管する各科目の予算についてご説明を申し上げます。失礼して、着席してご説明させていただきます。

一般会計予算書の42ページをお願いします。第1項 総務管理費についてです。

42ページから47ページの第1目 一般管理費です。新年度は5億5,245万8千円を計上しています。前年度と比較して5,413万1千円の増額となっています。増額となった主な要因は、地域交流館の整備に要する費用の増によるものです。主な予算の内容は、特別職及び一般職の人件費等のほか、地域集会所施設整備等の支援、地域交流館の整備、参加と協働のまちづくりの推進、住民活動センターの運営などに要する費用となっています。はじめに、地域交流館の整備として、自治会から整備要望を受けている龍田西地区における地域交流館建設計画に関し、新年度では用地購入及び施設的设计を行うこととし、44ページから45ページにかけての第12節 委託料で45ページの一番下の地域交流館設計業務委託料1,250万円、46ページの第16節 公有財産購入費で5,300万円などを計上しています。次に、地域集会所施設整備等の支援として、地域住民の福祉の増進と地域コミュニティを育成するため自治会等が行う地域集会所の整備等に対し地域集会所施設整備費等補助金を交付することとし、46ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上から三つ目の地域集会所施設整備費等補助金297万3千円を計上しています。次に、参加と協働のまちづくりの推進として、行政と目的や目標を共有する住民活動の立ち上げを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的として、住民活動提案制度の運用を行っていくため、同じく46ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上から四つ目の活動提案事業補助金、2事業分52万7千円などを計上しています。

次に、47ページの第2目 文書広報費です。新年度は1,082万2千円を計上しています。前年度と比較して49万2千円の減額となっています。主な予算の内容は、町広報紙の発行及び町ホームページの運営等に要する費用となっています。新年度では

住民の利便性向上及び職員の業務効率化を図るため、住民の質問に対しA I が自動応答するA I チャットボットを導入することとし、47ページの第12節 委託料で、A I チャットボット導入業務委託料7万7千円、第13節 使用料及び賃借料で、A I チャットボット使用料92万4千円などを計上しています。

次に、47ページから48ページの第3目 財政管理費です。新年度は1,332万円を計上しています。前年度と比較して411万1千円の増額となっています。増額となった主な要因は、財務会計システムの保守期間終了に伴う更新に要する費用の増によるものです。はじめに、ふるさと納税については、インターネット上で申込み及び納付が可能なふるさと納税受付ウェブサイトの活用に加え、新年度では、寄附受付業務の効率化や寄附受入拡大に対応するために寄附データ管理システムの導入及び返礼品の発注業務等の一部委託を新たに行うこととし、48ページの第12節 委託料で、上から三つ目のふるさと納税システム導入業務委託料74万3千円、同じ欄の下から二つ目のふるさと納税システム保守業務委託料25万1千円、第13節 使用料及び賃借料で、上から二つ目のふるさと納税システムサーバー利用料10万6千円などを計上しています。次に、財務会計システムの更新として現システムの保守期間が終了することから、その更新に要する費用として、同じく48ページの第12節 委託料で、一番下の財務会計システム保守業務委託料140万円、第13節 使用料及び賃借料で、一番下の財務会計システム使用料194万3千円を計上しています。

次に、48ページの第4目 会計管理費です。新年度は385万4千円を計上しています。前年度と比較して54万6千円の増額となっています。増額となった主な要因は指定金融機関である南都銀行との口座振替の処理依頼を、記録媒体持込みからデータ送信に変更することに伴い、その手数料を新たに負担することなどによるものです。

次に、48ページから50ページの財産管理費です。新年度は7,150万6千円を計上しています。前年度と比較して8,821万4千円の減額となっています。減額となった主な要因は、前年度に斑鳩町文化振興財団に対する出資金の返還に伴う財政調整基金への積立てがあったことによるものです。主な予算の内容は、役場庁舎の維持管理、充実のほか、普通財産の管理、基金の運用などに要する費用となっています。役場庁舎の充実として、庁舎の感染対策の充実を図ることを目的に対話支援スピーカーやサーマルカメラを購入することとし、50ページの第17節 備品購入費で223万9千円を計上しています。また、庁舎施設等の現況の把握に努め、緊急に対応すべき箇所を整理し、今後の修繕計画を立案するため、49ページから50ページにかけての第12節

委託料で、下から二つ目の庁舎劣化診断業務委託料 1 6 5 万円を計上しています。

次に、5 0 ページから 5 3 ページの第 6 目 企画費です。新年度は 2 億 6 , 3 3 8 万 1 千円を計上しています。前年度と比較して 1 , 4 7 7 万 4 千円の増額となっています。総務部が所管する主な予算の内容は、男女共同参画の推進、事務の O A 化の推進などに要する費用となっています。はじめに、事務の O A 化の推進として、現行の情報システムの維持経費の計上のほか、新年度では、自治体 D X を推進するための環境整備として、庁内ネットワーク機器等の更新及びネットワークの最適化、再構築を行うこととし、5 2 ページの第 1 3 節 使用料及び賃借料で、一番下の庁内ネットワーク機器等使用料 4 , 8 2 5 万 9 千円の内 3 , 0 7 8 万 3 千円を計上しています。次に、行政手続のオンライン化として、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される子育て、介護等の手続きについて、オンライン化を可能とする申請管理システムを構築するために、5 1 ページの第 1 2 節 委託料で、上から五つ目のオンライン申請管理システム導入業務委託料 2 , 6 0 0 万円を計上しています。次に、移住支援金の交付として、東京圏から斑鳩町への移住・定住の促進を図るため、奈良県移住・就業・起業支援事業補助金を活用し、当該県事業の対象となる斑鳩町へ移住、定住者を対象に支援金を交付するために 5 2 ページの第 1 8 節 負担金補助及び交付金で、上から四つ目の移住支援金 1 0 0 万円を計上しています。次に、行政改革の推進として、直接の予算計上はございませんが、新年度に、前例踏襲にとらわれない業務改善や職員自らが率先、工夫して取り組む（仮称）斑鳩町行政改革アクションプランの策定を進めてまいります。

次に、5 3 ページの第 7 目 公平委員会費です。公平委員会を開催するための費用として、新年度は 6 万 3 千円を計上しています。

次に、第 8 目 交通安全対策費です。新年度は 6 8 7 万 5 千円を計上しています。前年度と比較して 5 6 万 4 千円の減額となっています。総務部が所管する主な予算の内容は、高齢者運転免許自主返納の支援や交通安全教室等開催などに要する費用となっています。次に、第 9 目 自転車等駐車場運営費です。自転車等駐車場の維持管理の費用として、新年度は 1 , 1 6 4 万 2 千円を計上しています。

次に、5 3 ページから 5 4 ページの第 1 0 目 防犯対策費です。新年度は 1 , 6 1 2 万 2 千円を計上しています。前年度と比較して 3 万 6 千円の増額となっています。主な予算の内容は、町管理防犯灯の新設及び維持管理のほか、自治会管理防犯灯の設置及び維持管理への助成、防犯カメラの維持管理、自治会防犯カメラ設置への助成などに要する費用となっています。はじめに、自治会防犯灯設置への助成として、新年度から自治

会等が管理するLED防犯灯の更新に対する助成を開始することとし、54ページの第18節 負担金補助及び交付金で、LED防犯灯の更新分を含め、一番上の防犯灯設置補助金119万4千円を計上しています。次に、自治会防犯カメラ設置への助成として、自発的な防犯活動を支援するため、自治会等に対し、防犯カメラの設置に要する費用の一部を助成することとし、同じく54ページの第18節 負担金補助及び交付金で、下から三つ目の防犯カメラ設置事業補助金120万円を計上しています。

続きまして、55ページの第2項 徴税费についてです。はじめに、55ページから56ページの第1目 税務総務費です。職員の人件費のほか、各協議会等負担金、固定資産評価審査委員会の運営に要する費用として、新年度は6,528万9千円を計上しています。前年度と比較して153万4千円の増額となっています。

次に、56ページから58ページの第2目 賦課徴収費です。新年度は7,603万3千円を計上しています。前年度と比較して1,831万2千円の増額となっています。増額となった主な要因は、地方税共通納税システムの対象税目が拡大されることに伴うシステム改修や、次回の固定資産税の評価替えに向けて標準宅地の鑑定評価を実施することなどによるものです。主な予算の内容は、町税の賦課及び徴収に必要な課税事務等に係る委託料や電算システムの使用料、公金収納に係る手数料等となっています。はじめに、課税客体の適正な把握と町税徴収率の向上として、56ページから57ページにかけての第12節 委託料で、固定資産税の賦課に必要な資料を作成、更新するため、新年度からの3か年事業で取り組むこととし、57ページの下から四つ目の固定資産税基礎資料データ更新・評価支援業務委託料820万8千円を計上しています。また、令和5年度から地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割が追加されることに伴い、同じく委託料の57ページの下から二つ目の地方税共通納税システム改修業務委託料932万8千円を計上しています。また、固定資産税標準宅地の鑑定評価として、令和6年度の固定資産税の評価替えに向けて、同じく委託料の57ページの第12節 委託料で、上から二つ目の固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託料693万2千円を計上しています。57ページから58ページにかけての第18節 負担金補助及び交付金で、58ページの一番下の地方税共同機構負担金135万7千円については、新年度からは機構への負担金を集約し計上しております。

続きまして、60ページの第4項 選挙費です。はじめに、第1目 選挙管理委員会費です。選挙管理委員会の運営等に要する費用として、新年度は354万円を計上しています。次に、60ページから61ページの第2目 常時啓発費です。新年度は6万円

を計上しています。次に、61ページの第3目 参議院議員選挙費です。参議院議員選挙の執行に係る費用として1,300万円を計上しています。

続きまして、62ページの第5項 統計調査費、第1目 指定統計調査費です。就業構造基本調査等の国の指定統計調査に要する費用として、新年度は100万4千円を計上しています。

続きまして、63ページの第6項 監査委員費、第1目 監査委員費です。監査事務に要する費用として、新年度は998万7千円を計上しています。

以上で、第2款 総務費のうち、総務部および会計室が所管する予算につきましても説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。また、ここで、予算総括及び歳入についても、あわせて質疑をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 47ページの文書広報費のところの13節使用料及び賃借料のところのAIチャットボット使用料というのがございますけれども、これは具体的にどのような機能があるのか教えてもらいたいと思います。

○坂口委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 チャットボットにつきましては、人工知能を活用いたしまして短い会話であるチャットを自動で行うプログラムを意味しております。このチャットボットを導入することによりまして、単純な質問やよく出る、頻出する質問を定型化し、チャットボットに自動応答をさせることによりまして、住民の方々のご質問に対しまして役場の開庁時間だけでなく閉庁時間も含め、より多くより早く対応できることとなることと、これに伴いまして職員の問い合わせに対する対応時間の縮減を図ることによる、業務効率化にもつながるものと考えております。なお、このチャットボットにつきましては、斑鳩町のホームページにバナーリンクを貼りつけまして、チャットボットを利用できるようにするほか、このチャットボットの運用に合わせまして、町の公式LINEにおけるメニュー画面からも利用できるようにLINEの画面改修を行うことを現在検討しているところでございます。以上です。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 具体的には電話対応でやるのか、それともスマホか何かで入力してやっているのか。町職員がいない場合ということは24時間対応できるのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

○坂口委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 基本的には、このチャットボットにつきましてはプログラムということになりますので、ホームページであったり、LINEにそれぞれ知りたいと思われるキーワードを打ち込んで、そのキーワードに対してあらかじめ入力しておいた回答をプログラムが応答するということとなります。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 応答するということは、例えばスマホで入力して、それに対してスマホに対して返事が来るといふようなことで理解してよろしいでしょうか。

○坂口委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 そのとおりでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 私、昨日パソコンが壊れまして、チャットボットみたいな形で入力したんですけども、同じことを繰り返して、結論的にはどういう返事をしてしても同じ答えしか出てこない。例えば、パソコンが壊れたと、「ここが動かないんです」「こうしたほうがいいです」「じゃあこうしてください」「こうしてください」といふふうになるんですけども、その答えとまた別の方法でやっても同じ答えが出てきて、結局、何が言いたいかといいますと、ただいらいらするだけ。求めることにつながらなくて、もういらいらして結局、何も答えが出なかったというふうなことがありますので、やはりこのシステム運用にあたってはきちっとトレースというんですか、後でどういう質問があって、どう答えて最終的にどうなったのかというトレースをきちっと見て修正する点があったら即時に修正して行って、使いやすいようにしていかないと、かえって住民のためにならないんじゃないかなというような気がしたんですけども、その辺の点はどうでしょうか。

○坂口委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 現在、このチャットボットにつきましては複数の自治体が参加するシステム、これを利用することを検討しているところでございます。こちらにつきましては、AIが参加自治体全ての情報を効率的に学習していくということで、そのAIを参加自治体別に構築したシステムに反映することが可能となっております、それを使い続けていくことによりまして、回答精度の向上が期待できるということでございます。

また、新たな行政課題につきましては、新たにQ&Aというのも想定されるところでございまして、ほかの自治体で多く問い合わせのあった質問や回答できなかった質問なども情報も逐次、収集をしております、その参加自治体に対して新規Q&Aという形

で、そのシステム会社のほうから提供される、また、その質問に対して新たに回答を町のほうで用意していくというようなことを繰り返していくことによりまして、A I が賢く育っていくというようなシステムとなっております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 しつこいですが、最終的にチャットボットで答えが出なかったらここに電話してくださいとかという最後のメッセージとか、納得できなかったらここに電話してくださいというふうな形でやっていければ、最終的に町が開いている時間帯に電話できるかなと思いますので、何かそのチャットボットだけでも最終結論まで導くと、結局たどり着かなくてストレスがたまってしまわないかなという気がしますので、その辺よく見てやっていただければうれしいなというふうに思います。

続きまして、52ページの18. 負担金補助及び交付金のところで、移住支援金というものが出てきてますけども、これは何か斑鳩町に移住支援というものがそぐわないとか、イメージ的に移住というと奈良県の南部のほうの地域というふうに思うんですけども、この移住支援金という、移住ということに斑鳩町がやりたいというその思いはどのような理由があって始められるのか、教えてもらえませんか。

○坂口委員長 福居政策財政課長。

○福居政策財政課長 移住支援の交付事業につきましては、奈良県が主体的に実施する補助事業に県内市町村が移住対象先の地域として参加する形式となっております。このことから、事業目的や交付の諸条件につきましては基本的に県内統一となっております。斑鳩町におきましては、移住支援等の問い合わせというのは非常に少ないんですが、当該県事業の対象地域として新年度から本町をその選択肢として加えることで、地方創生の目的でもある東京一極集中の是正ですとか、地方の担い手不足の解消ということに寄与してまいりたいと、そういう目的でもって本事業を実施してまいりたいということで考えております。以上です。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは100万円という予算を取られておりますけども、これは何名くらいを目途とか、そういう目標というのがあるのかなのか、まずその辺のところを教えてもらえませんか。

○坂口委員長 福居政策財政課長。

○福居政策財政課長 100万円の予算につきましては、1世帯当たりの交付金額が100万円となっておりますので、1件分で計上しております。本町の目標としましても、

県内の令和3年度の実績が6件ですので、1件程度あれば対応できるのでないかということで予算計上しております。以上です。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 以上です。ありがとうございました。

○坂口委員長 ほかがございませんか。

溝部委員。

○溝部委員 歳入のところで教えていただきたいんですけども、13ページです。町税が前年度と比べて7,850万円の増ということで、令和3年の予算からコロナの経済への影響の懸念から減額をするということだったと思うんですけど、さっきの説明で、令和3年度の見込みが少なかったけど、そうでもなかったということで今回、増額されているということなんですけど、経済へ影響がなくて、なんで影響がなかったというふうに考えてはるというか、その理由を教えていただきたいんですけども。

○坂口委員長 福田税務課長。

○福田税務課長 町税の増収、今回、令和3年度と比較して増収になった理由につきまして、先ほどご説明させていただいた中で、令和3年度予算を立てるときに経済の影響を低く見積もっていたと。それに比較いたしまして実際の令和3年度の実績見込みといたしましては、それよりもマイナスの影響が少なかったというものでございます。マイナスの影響が全くなかったというわけではなくて、令和3年度の予算見込みと比較して、実績のほうがそこまで低くなかったということでありまして、そして、令和4年度の予算の見込みにつきましては、令和3年度の実績とほぼ横ばいで推移することを想定した中で予算計上をさせていただいているものでございます。以上でございます。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 経済にあまり影響がなかったというのは、単純に経済がある程度、回復しているのか、それとも給付金などのそういった影響があるのか、どんなふうな。

○坂口委員長 福田税務課長。

○福田税務課長 経済の影響につきましては、町税の積算におきまして給付金の影響がどこまであるとか、その経済の影響がどこまであるかということについてはなかなか非常に、個々の要因に基づいてすることが難しい状況でございます。町税の積算におきましては各種制度改正や過去の実績等を踏まえて積算しているものでございまして、おおむね過去の実績を基に横ばいで推移しているということでしたものでありますので、どこまでがどう影響したかというところはちょっとわからない状況となっております。以上です。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。一般会計予算書の47ページのふるさと納税ですけれども、本来、斑鳩町に入るべき税収の見込みですか、どれくらいの見積りのものが、町外へふるさと納税されてしまうのかということをお教えいただきたいんですけども。

○坂口委員長 福居政策財政課長。

○福居政策財政課長 斑鳩町内の方のふるさと納税された実績ということで、現在、当初予算で概算で見積もっている分なんですけれども、寄附控除額の合計が5,650万円となっております。以上です。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 そうなってくると、斑鳩町の実質的な赤字というか、本来、入るべきものに対しての赤字というのはどれくらいになるのでしょうか。

○坂口委員長 福居政策財政課長。

○福居政策財政課長 赤字額の考え方はいろいろありまして難しいんですが、この寄附控除額につきましては地方交付税の基準収入額に算入されることとなりますので、その75%が仮に地方交付税として入ってくるとなると、年度間で多少ずれはあるんですが、それを収入として見込むと仮定しまして、また、令和4年度の寄附の収入を1,500万円と見込んでおります。その返礼品等も全て勘案しますと、およそ800万円の赤字。令和4年度の当初予算分ですけれども、そのくらいの赤字となっております。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 地方交付税で75%の算入ですか、あるということですが、その25%の部分は赤字になると。それで800万円の赤字という感じですか。

○坂口委員長 福居政策財政課長。

○福居政策財政課長 その分の赤字もありますし、あとまた年度間で交付税算入されるのが2年後になりますので、今のケースは2年前の控除額で計算したものとなっております。ですので、ほぼその赤字とイコールではないかと思えます。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 ということは、それを上回るような斑鳩町へのふるさと納税がないと、なかなか黒字にはなりにくいのかなというふうに思うんですけども。48ページのふるさと納税の業務委託するということで、それに対してどれくらいのメリットが今後あるのかというのを教えていただきたいんですけども。

○坂口委員長 福居政策財政課長。

○福居政策財政課長 この委託についてのメリットにつきましては、現在、当初予算としましては前年度と同額の1,500万円となっておりますので、単純に外部委託しますので、その分の委託料につきましては増加しております。ただ、この外部委託をすることによりまして、現在1,500万円程度の寄附の受付業務を職員がほぼ全て行っておりまして、正直これ以上の受付件数には対応できない状況となっておりますので、今後この金額を増やして2千万円、3千万円となっても対応できるということになりますので、その分のメリットとしてはあるのではないかと考えております。以上です。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 受付を増やせるということで、少し黒字になっていく可能性もあるとことかなというふうに思うんですけど、そのふるさと納税の品目の中で、パゴちゃんのグッズとかがあると思うんですけども、何かパゴちゃんグッズの詰め合わせとかパゴちゃんのポロシャツとかあると思うんですけど、それをもうちょっと充実させるには、観光協会がやってはるのかなと思うんですけども、何かパゴちゃんのグッズをもうちょっと増やしていくような開発というんですかね、そういうのはできないもんなんですかね。

○坂口委員長 福居政策財政課長。

○福居政策財政課長 現在、斑鳩町観光協会からパゴちゃんグッズの詰め合わせですとか、また観光協会で商品開発をされておられます黒米酢のセットですとか、いろいろ追加はさせてもらってるんですが、それはあくまで観光協会が開発した商品の販売拡大のひとつの方策として、ふるさと納税を追加してはいいのではないかとということで追加しているものでございます。おっしゃられましたようにパゴちゃんグッズの商品開発となると、やはりふるさと納税という制度自体が今後どうなるかという問題もありますので、このふるさと納税の制度のために商品開発をするというのはリスクがありますので、それについては今のところは考えていないというところでございます。以上です。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 では、住民さんが普段使えるような、例えば、奈良県とかだったらかや織ふきんとか、結構、奈良県内でもそういう例えば、ならまちとかでもいろいろ売ってる物とかあったりするので、そういう奈良の特産と斑鳩町のキャラクターをくっつけるやつで斑鳩町内の人にも普段使いしていただけるようなもの、ふるさと納税だけのためにとかじゃなくて、そういった斑鳩愛みたいなものを育てていくためにも、住民の人にも普段使いしやすいようなグッズも、ちょっとかわいらしいグッズも制作していただいて、ふるさと納税だけのためじゃないものを作っていただけたらなというふうに思ってます。

予算関係参考資料の 8 ページの 35、36 の小学校トイレ改修工事と中学校トイレ改修工事、国庫支出金で、今までは町単費でこの改修をされてたかなと思うんですけども、国庫支出金を利用されている経緯というか、令和 4 年度、国庫支出金から改修されるというその経緯を教えてくださいですけども。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午前 10 時 14 分 休憩)

(午前 10 時 15 分 再開)

○坂口委員長 再開します。

福居政策財政課長。

○福居政策財政課長 本事業につきましては、教育委員会のほうで小・中学校のトイレの洋式化を順次進めているものですが、新年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金が充当可能ではないかということで、新年度についてはこちらの交付金を活用して事業実施させていただくことを考えているものでございます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

奥村委員。

○奥村委員 予算の概要の 5 ページの真ん中の高齢者運転免許自主返納の支援というところなんですけれども、これは運転免許証を自主的に返納した高齢者に対して I C O C A カードを配布し、公共交通機関の利用を支援するということになってるんですけども、分かる範囲で結構ですので、今年度は何名くらいの方がこの免許返納をされたのかというのを伺います。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 今年度ですが、3月4日現在、ちょうど100件でございます。免許返納をされた方のうち、この申請をされた方が100件ということでご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。100件の方が申請されて返されたということですけども、この I C O C A カードですけども、町内の高齢の方から、免許を返納した人だけでなく、I C O C A カードをコロナとかでこの数年間使うこともないし、若い人に差し上げた、というようにおっしゃってまして、返納して何か楽しみ事というか、いただきたいということではないと思うんですけども、返納を促進するために何かもう少しいろいろ考えてみられてはどうかかなというふうには思うんですけども。それで、

ちょっとほかの自治体を調べてみましたら、例えば、免許返納をしたので電動自転車の購入の補助であったりとか、また町内で使える商品券を1万5千円分であったり。ちょっとこれは高いかなとは思いますが。それとかまた、町内の公共バスの回数券を1万5千円分ほどとか、いろいろ考えてしておられるんですね。予算もあることだと思うんですけど、何かもう少し角度を変えて考えていただくということはできないのかなと思ひまして。いかがでしょうか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 自転車の補助でありますとか、商品券でありますとか、その余地はあるんじゃないかと考えております。今現在、I C O C Aカードにつきましては5千円分ということでありますので、その範囲内で検討のほうは、他の自治体さんの例も含めて検討はさせていただけるのではないかと考えております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。何かやはりそういう目先を変えていただいて、より一層また、100件の方が返しておられるということですので、これからますます65歳以上の方が増えますし、返納、70代、75歳となっていければ返納が増えると思いますので、その辺も考慮いただいているいろいろ考えていただけたらと思います。

先ほど、AIチャットボットのことを言われました。予算書では47ページですけども、かなり今回予算はいいものを、このAIチャットボットを導入されるのかなとは思いますが、先ほど、閉庁時間もお使いになるということをおっしゃっていただきましたけれども、これは、閉庁時間のみなんですか。

○坂口委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 こちらにつきましてはホームページであったり、LINEで入力をしていただくということになりますので、開庁時間中でもそのシステムについては利用できるということになっております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 これを使うにあたって、ちょっと調べてみましたら、ほかの自治体でもかなり住民さんに対してわかりやすく使用していただけるようにということで、例えば、町内のほうでいろいろ調整したり使ってみたりとかしたりとか、住民さんに対する説明とか周知とか、かなり周到に行っておられるところもあるようなんですけども、その辺、若い人を対象にこれを考えておられるのか、どういうところ辺で考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○坂口委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 こちらは、様々な世代というものを想定しています。まずは、若い世代の方であったり現役、働いている世代の方につきましては、やはりなかなか開庁時間に問い合わせることができないというようなものに対しまして閉庁時間も対応できると、こうした対応が可能になるということが1点。また、直接、ホームページで自分がお知りになりたい情報を直接的に検索できる方につきましては、チャットボットを利用せずとも自分が知りたい情報を自分の力ですぐに見つけられるということがありますけれども、なかなかそういうのが難しい方につきましては、対話型のチャットボットシステムを使うことによって、より自分の知りたい情報に近づきやすくなるというような効果があるということで、あらゆる世代に対して有効なものということで考えております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 今おっしゃってくださったように広い世代の方にご利用いただきたいということを知りましたので、しっかり周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○坂口委員長 ここで、10時40分まで休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

木澤委員。

○木澤委員 予算書の37ページのところですけれど、先ほど部長が説明してくれはったんですけれど、職員駐車場の使用料の増ですね、これをもう一回、教えてもらえますか。

○坂口委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 職員駐車場の増ですけれども、監査委員さんから県費の教職員についても検討するよというような指摘をこれまでもいただいております。そうした中で、今回、教育委員会のほうで県費職員さんについても使用料を徴収していこうということで、現在、今も使われておられるのは事実でございますので。それともう1点、これまで町職員のほうにおいても3千円としていたところなんですけれども、これについてそれ以降見直しておりませんでしたので、全体的を見るなかで3千円から2,500円にさせていただいて、なおかつ県費職員さんについても激変緩和措置といいますか、いきなり2,500円を取っていくのではなくて、段階的に取らせていただこうというところで、教育委員会のほうが各県費職員さんにもお話をする中で進めてまいったところで、今回、駐車場を利用する者については2,500円。それぞれ利用の頻度によって半額

になったり、また減額ということもこれまでどおりやっておりますので、今まで3千円のやつを2,500円にし、なおかつ県費職員さんについてもそういったことで徴収させていただくというふうになった次第でございます。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 県費職員さんというと、学校の先生かなと思うんですけど、先生は先生で組合をつくってはると思うんですけど、そこは話をされているのでしょうか。

○坂口委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 教育委員会のほうが話をしているということでお聞きをしております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら次に予算書の45ページなんですけども、委託料のところの人事情報総合システム改修業務委託料というのが、これは新しい項目が上がってるんですけども、これの内容を教えてください。

○坂口委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 こちらにつきましては、現在使用しております、給与で使用しております人事情報総合システムの改修ということで、今回、改修の発端となっております項目が2つございます。1点目が定年の引き上げ対応ということで、こちらにつきましては、地方公務員の定年を段階的に引き上げて65歳とするということが予定されておりました、こちらの具体的な内容につきましては新年度中に条例の改正議案を上程させていただくこととしておりますが、この定年引き上げに対応するものが1点。もう1点が、短時間勤務者の共済の加入対応ということで、こちらにつきましては現在、フルタイム会計年度任用職員につきましては1年間の勤務期間後、健康保険については共済保険へ移行するという形となっておりますが、この1年間の期間の廃止と、あと短時間勤務のパートタイム会計年度任用職員につきましても一定の要件を兼ね備えたものにつきましてはすぐに共済保険への加入になるというこの改正が、本年10月1日から施行される予定となっております、この制度改正に伴う改修が1点ということで、これらただいま申しあげた2点に改修するための人事情報総合システムの改修、これに係る費用として計上させていただいているものでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。次に、同じ委託料の中の地域交流館の設計業務委託料なんですけれども、ここで聞くのがいいのかわかりませんが、今後、設計に関わってくるのかなと思って聞かせてもらいたいんですけど、今、予定されているところに入っ

ていこうと思うと、道路の真ん中に縁石があって、それで例えば、南のほうから来ると左右に分かれるような形になるんですけども、その縁石のところによく地元の方が車を擦られるとかいうことで、それが何とかならへんかという声があるみたいです。私も地元の方にちょっとお話を聞くと、そういう声があるのと、ただ、それはそれとして必要じゃないのという声もありますので、そこの擦る部分をちょっと低くできないのかなと思ひまして、地域交流館の設計に関わってそうした対応について町としてどういうふうに考えておられるのか、ちょっと確認をさせていただきたいなと思ひます。

○坂口委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 ただいまおっしゃっていただきましたように、計画地の南側の道路内交差点部におきましては、南側方向から北側方向に、紅葉ヶ丘自治会のほうから計画地の方向に向かっていく際に、右折、左折する車の安全確保、また誘導のために、縁石により道路よりも一段上がっている、いわば「交通島」と呼んでおる箇所がございます。

今回、南側方向から北側方向に向かいまして、本地域交流館の計画地に進入していく際に、この交通島が車両での進入に支障することが想定をされます。具体的に、どの程度支障するのか、また、その対応をどうしていくのか、これにつきましては建物の配置により本地域交流館の駐車場への進入口、これをどこに設定していくのかによって変わってまいりますことから、新年度、設計業務を委託させていただく中で建物配置計画が一定整った段階で、この交通島に対しましては道路管理者であります国及び町、そして交通安全面での観点から警察と協議をいたしまして、安全性と利便性を両立する観点から、どのような対応が可能となるか、こういったものにつきまして検討していきたいということで考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 その協議で安全性を確保していくということは必要だと思いますけど、やはりそのときに地元の方の意見を聞いていただいて、反映できる範囲で反映していただく必要があるかなと思ひますので、当然それは町としても理解していただいていると思ひますけど、その辺もお願いしておきます。

続きまして54ページ、13節の使用料及び賃借料で、防犯カメラの使用料が昨年と比べて減になっていると思うんですけど、これはなぜ減になってるんでしょうか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 この防犯カメラにつきましては、平成29年度から3年間で順次、整備したわけでございますけれども、リースによって実施しております。そのリース料

がこの使用料なわけでございますけれども、その一番最初の平成29年度分のリースが来年度、一部終了しますので、その分に関するものでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そうしたらその下の負担金補助及び交付金です。特殊詐欺等被害防止対策機器の購入費、これは予算を増やしてもらってるんですけども、制度の利用者の推移は増えているのかなとは思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 この利用の推移でございますけれども、令和元年度で11件、令和2年度で34件、現在12月末ですが41件ということで、相当数伸びておりまして、年末の段階で予算のほうがかついていたので同一目内で流用して、今年度につきましても増額して対応しているところがございますので、この状況を見ました上で、来年度、60万円で計上していただいたものです。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 超えた分についても対応していただいているということなので、必要だと思いますのでお願いをしておきます。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

西巻総務部長。

○西巻総務部長 それでは、第6款 商工費のうち、総務部が所管する各科目の予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の105ページをお願いします。105ページから106ページの第1目 商工総務費です。消費生活相談を引き続き実施するための費用として、106ページの第7節 報償費で、消費生活相談員謝金45万6千円、第8節 旅費で、費用弁償7千円、第10節 需用費で、消耗品費3万2千円を計上しております。

以上で、第6款 商工費につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

次に、第 8 款 消防費について、説明を求めます。

西巻総務部長。

○西巻総務部長 それでは、第 8 款 消防費につきまして、ご説明申しあげます。

失礼して着席してご説明させていただきます。予算書の 117 ページをお願いします。

はじめに、第 1 目 常備消防費です。奈良県広域消防組合の負担金として、新年度は 3 億 1, 155 万 4 千円を計上しています。前年度と比較して 553 万 6 千円の減額となっています。

次に、117 ページから 118 ページの第 2 目 非常備消防費です。新年度は 2 億 8, 696 万 9 千円を計上しています。前年度と比較して 2 億 6, 062 万 2 千円の増額となっています。増額となった主な要因は、デジタル防災行政無線システムの整備に要する費用の増によるものです。主な予算の内容は、町消防団の運営のほか、自衛消防団の支援、消防団資機材の充実、デジタル防災行政無線システムの整備などに要する費用となっています。はじめに、町消防団の運営として、117 ページの第 1 節 報酬のうち、報酬の消防団員報酬 1, 053 万 3 千円、118 ページの第 18 節 負担金補助及び交付金で、上から二つ目の分団運営費 195 万円などを計上しています。次に、消防操法大会への出場として、令和 3 年度奈良県消防操法大会が中止となるなか、新年度、実施予定の同大会に、奈良県消防協会生駒南支部を代表して、本町消防団が出場することに伴い、同じく 118 ページの第 18 節 負担金補助及び交付金で、上から三つ目の消防操法大会出場補助金 450 万円を計上しています。次に、消防団資機材の充実として、消防団の活動の充実、強化を図るため、水防雨具の更新及びチェーンソー防護用装備品を調達することとし、117 ページの第 10 節 需用費で、消耗品費のうち 110 万 7 千円を計上しています。次に、デジタル防災行政無線システムの整備として、災害発生時の防災情報の伝達を円滑かつ確実に行うとともに、伝達手段の高度化・重層化を図るため、現行のサイレン音声遠隔制御システムからデジタル防災行政無線システムを構築するため、118 ページの第 14 節 工事請負費で 2 億 6 千万円を計上しています。

次に、118 ページから 119 ページの第 3 目 消防施設費です。新年度は 1, 790 万 9 千円を計上しています。前年度と比較して 853 万 2 千円の増額となっています。増額となった主な要因は、消防指令車の更新に要する費用の増であります。予算の主な内容は、消防車両の更新、消防施設の維持管理、消防施設整備の支援などに要する費用となっています。はじめに、消防車両の更新として、新年度に、消防指令車を更新することから、119 ページの第 17 節 備品購入費で 680 万円などを計上しています。

次に、消防施設整備の支援として、自治会等が行う消防用の消火器具等の整備を支援するため、同じく119ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上から一つ目の消防施設整備事業等補助金186万5千円を計上しています。

同じく119ページの第4目 水防費です。水防出動等に要する費用として、新年度は30万8千円を計上しています。

次に、119ページから120ページの第5目 災害対策費です。新年度は1,339万8千円を計上しています。前年度と比較して434万円の増額となっています。増額となった主な要因は、地域防災計画の見直しに要する費用の増によるものです。主な予算の内容は、災害物資の備蓄、自主防災組織の支援などに要する費用となっています。はじめに、地域防災計画の見直しとして、災害対策基本法の改正に伴い避難情報等の改定や避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、本町の地域防災計画の見直しを行うこととし、120ページの第12節 委託料で、上から一つ目の地域防災計画等見直し業務委託料400万円などを計上しています。次に、災害物資の備蓄として、消費期限が到来する非常食の更新、避難所における敷マット等の備蓄に要する費用として、119ページの第10節 需用費の消耗品費のうち400万円を計上しています。次に、避難所施設の充実として、指定緊急避難場所の感染症対策の充実を図ることを目的に、対策物品等を購入することとし、同じく119ページの第10節 需用費の消耗品費のうち136万7千円を計上しています。次に、自主防災組織の支援として、自主防災組織の設立、活動に対する助成に要する費用について、120ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上から一つ目の自主防災組織補助金144万円を計上しています。

以上で、第8款 消防費につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第8款 消防費について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 118ページの14節、デジタル防災無線システム整備工事について教えてください。このシステムの特徴というんですか、特に何を重点にして整備されるのか、教えてください。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 今回のシステムの特徴といいますのが、まず、デジタル化されるということでございます。これによって何が、どんなことができるかということでございますけれども、例えば、J-A-L-E-R-T等で送られてきました文字のデータ、情報、こ

れを音声に自動的に変換して、いわゆる放送することができるようになるというようなこと。また、そうして流した情報を自動的に録音しまして、聞き取りがしにくかったというような方が改めて聞くことができると、そういった形での活用が期待できるるところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、どこかでサイレンが鳴っておったと、何か話をしていると。それに対してどこで何が起こったのか聞き取りにくかったんだけど、それを教えてというような形もできるという、住民から見てもですね。そういうこともできるということですか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 例えば、メールでお知らせするであつたりとか、逆に持ってない場合に電話で、特定の電話番号へかけていただきますと、今流れた内容を再度聞くことができると、そういったことができるというふうに聞いてます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 あと住民から見ると、消防車が走ってるんだけど、どこで起こってるのというふうな、心配で外へみんな出てくるんですけど、どこで何という。そのようなことはこれでわかるのでしょうか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 本来のシステムとは、火災の関係についてはちょっと別でお考えいただけますか。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 火災は駄目ということは、何がメインなんですか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 火災が起きた場合は、これまでの対応としましては、町内で起きた場合はサイレンを吹鳴させていただいていると。職員等に関しましてはメールで送信してます。今、防災情報メールにつきましても、火災の情報というのは住民さんが取っていただくようになりまして、登録いただいた方にはどこで起きているという火災情報が流れる仕掛けになっておりますので、この防災情報システムとはちょっと別の物であるということをご理解いただければと思います。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 何かよく分からないんですけど。要するにこのシステムを使ったら、今まで

アナログでやっていたものがデジタルで動いていくというふうなことで、ひとつのことがみんな連動してやっていけるというふうなことで理解してよろしいのでしょうか。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 01 分 休憩)

(午前 11 時 05 分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

ほかよろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 119 ページの 10. 需用費のところの下から三つ目のところで、先ほどちょっと説明がありましたけども、消耗品費、これは食料品の 400 万円、そのほかマスクとかコロナ対策の費用 200 万円ということで理解したんですけども、それでよろしかったのでしょうか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 400 万円につきましては、災害の食料等の備蓄品でありますとか災害用の敷マットレス、そういったものでございます。そして、先ほどの説明にございましたが、避難所のコロナ対策といたしまして、衛生用品でありますとか消毒液でありますとか、そのあたりの物品を購入するものでございます。それがコロナの交付金を利用しての対応となっております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 コロナがいつまで続くかわからないですけども、最低限のもの、また今はマスクがようけありますけども、最初の頃はもうマスクがなくてどうのこうのとありましたので、そういう備蓄品についてはやはり十分配慮してやっていただきたいというふうに思います。あと実際、なった場合は、パーテーションだとか、そういうもろもろ大変だと思いますので、その辺のところの備蓄、いざなったときに困らないような備蓄をぜひお願いしたいと思います。

それから次のページの 120 ページの一番上の 12. 委託料のところ、地域防災計画の見直し業務委託料ということですが、先ほどの話がありまして、ここの見直しをする主なものは個別の避難計画も入っていると理解してるんですけども、特に何を重点して見直しされるのか教えていただきたいと思います。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 今、委員おっしゃいましたとおり個別支援計画の位置づけ、これが

今の防災計画の中には盛り込まれておりませんので、これをまず盛り込む必要があるということ。それから、避難情報の改定が昨年ございまして、いわゆる避難勧告というのがなくなりまして、避難指示に統合になったりということございまして、そういったことを盛り込んでいくというところが主なものとなっております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 もうひとつ、防災計画はやはり行政がつくるんですけども、やはり住民と一緒に防災、行動するというふうな視点が必要だと思うんです。ですから、そういう視点も含めて、住民にはやはりここを協力してほしい、こうしてほしい、ああしてほしいというものがないと、どうしても一方的に計画されて動いていっても住民がついてこなかったら計画倒れになってしまうんじゃないかなという気がしますので、その辺のところの配慮を、計画の中に含めていただければと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 現在の地域防災計画の中におきましても、住民の責務、個人の役割であったりとか事業所の責務というような部分の記載はございます。ですので、決して町がやることだけではございませんけれども、ウエイトとしては確かに町がやること、県がやること、国がやること、自衛隊がやること等々、記載が多いということは確かでございます。今回の見直しの中で、地域防災計画という性格上どうなのかということもございまして、その辺りも視野に入れて作業を進めたいというふうに考えます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 その次に、同じく委託料の中の一番下、防災訓練講師委託料とありまして、予算の概要の3ページの地区別防災訓練の実施という項目だと思うんですけども、ここに地区別防災訓練等を実施するとありますが、やはり防災訓練は水害の多いところ、それから地震が怖いところ、例えば、がけ崩れのある危険なところ、いろいろなところであると思いますから、地域別に防災訓練をするというのは私はいいことだと思うんですけども、それは具体的にどのように実施されるのか、教えてもらえませんか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 こちらにつきましては、各自治会でありますとか自主防災組織さん等が実施される訓練で、こちらのほうに講師を派遣することができるように組んでいる予算でございます。そのほかにも、委員もご参加いただいているんですけども、法隆寺での訓練でありますとか、そういったものもこの地区別の防災訓練の中に含んでおりま

す。現在、コロナの状況でなかなか各自治会さん、自主防災組織のほうでも訓練が難しい状況がありますので、なかなか今年度に関しましても進んでいないところではございますけども、コロナがあげましたら、その辺り活発に進んでいくものと考えております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 その次に18. 負担金補助及び交付金のところの真ん中のところに防災士育成事業補助金とありますが、これは防災士の試験を受けるときの補助だと思うんですけども、今まで何人か防災士がこの補助を受けて防災士になった方もおられると思うんですけども、その方たちのこれからどのようにして活躍の場といいますか、設けていくのか。また、せっかく防災士になられても次のステップをどのように考えておられるのか、教えてもらえませんかでしょうか。

○坂口委員長 真弓安全安心課長。

○真弓安全安心課長 まず、防災士の状況でございますけれども、この制度を活用していただいた方が今年度、直近まで含めると累計で9名おられます。この方々、この補助金を受けていただくにあたりましては、ご自分が防災士であるという情報を自治会なり自主防災会さんのほうに提供することについてご同意いただいておりますので、そういった形で活用されていくものと考えております。また、法隆寺での訓練の際にもお声がけはさせていただいておりますので、ご参加いただいておりますのでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、コロナ禍でなかなか活躍の場というか、そういう動きの場というのは少ないというか、難しい面があると思っておりますけど、やはりせっかく防災士になっても意識がだんだん薄れていくということのないように、また引き続き、この防災士を育てていただいて、自主防災組織等につなげていっていただくようお願いしたいと思います。

○坂口委員長 これをもって、第8款 消防費に対する質疑を終結いたします。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。

西巻総務部長。

○西巻総務部長 それでは、第10款 災害復旧費、第11款 公債費及び第12款 予備費につきまして、あわせてご説明を申し上げます。

失礼して、着席してご説明させていただきます。

はじめに、予算書の150ページから151ページの、第10款 災害復旧費です。災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、名目として1千円を、

それぞれの費目に計上しております。

続きまして、151ページの第11款 公債費です。初めに、第1目 元金です。新年度は8億8,741万6千円を計上しています。前年度と比較して210万5千円の増額となっています。増額となった主な要因は、平成30年度の臨時財政対策債などの元金償還の開始によるものです。次に、第2目 利子では、新年度は3,182万7千円を計上しています。前年度と比較して437万1千円の減額となっています。町債の活用については、世代間の負担の公平性を考慮しながら、本町の行政課題を克服していくためには、建設地方債をはじめ、特例債である臨時財政対策債の活用もやむを得ないものと考えておりますが、ただ、後年度、確実に財政負担が生じることから、可能な限り、借入金の縮減に努めるなど慎重に対応してまいりたいと考えております。

最後に、152ページの第12款 予備費についてです。不時の支出に備えるため5千万円を計上しています。

以上で、第10款 災害復旧費、第11款 公債費及び第12款 予備費につきましの説明とさせていただきます。

よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 公債費に関わってになるかと思うんですけど、資料で付けていただいている財政推計表ですね、見通しのほうの、年度末の地方債残高の推移を見せてもらってますと、今後だいぶん年ごとに減っていくという推計で出しておられるんです。実際に、町長の前任期の4年、10億円地方債の残高を減らしているということで、非常に財政運営状況については良いものだし、運営自体、高く評価させていただいているんですけども、実際に私もいろいろ予算、決算審査させてもらう中で、何か大きな事業を別に止めているとか言うわけではなく、どうやってこの地方債を減らしているのか、こうした見通しをたてていけるのはどういうところがあるのか、その辺のところを聞きたいな、やりくりしてるんですって言われたらそれまでなんですけれども、今まではこうじゃなかったと思うんですよね。経常収支比率なんか見ますと、今後上がっていくというなかで、地方債の残高減らしていけるのはそれにこしたことはないんですけど、どういう観点でこういう見通しをたてておられるのか、そのへん教えていただけますか。

○坂口委員長 福居政策財政課長。

○福居政策財政課長 まず、財政状況としまして、起債残高が下がってきているというものの、この件につきましては、おそらく高度成長期の昭和の時代に交通インフラ等の整備が一段落してきている状況があると考えられます。現在の起債残高のうち、おおよそ56%程度が臨時財政対策債の残高となっておりますので、建設事業債についてはかなり減ってきている状況でございます。その減が大きく影響しておりますので、将来的な推計につきましては、こちらにつきましても、現在、計画がある建設事業のみを計上しておりますので、おそらく今後、発生するであろう公共施設の建て替え等につきましては、その存続等につきましても、検討段階でありますので、こちらの推計上は入っていない状況となっております。その一方で、こちら大型建設事業の中にもあるんですが、JR法隆寺駅周辺整備につきましては、平成16年当時から行っている事業でありますので、その計画について大きな見直しというのがありませんので、古い計画のまま入っているというような状況になっております。ですので、こちらの推計につきましては、こういった状況があるというのをご理解いただきたいと思います。今後、そういった公共施設の状況等ございますので、このまま推計するかどうかについては、ちょっと不透明な状況となっております。以上です。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で、総務部・会計室・議会事務局所管に係る予算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、13時まで休憩いたします。

(午前 11時23分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○坂口委員長 再開します。

それでは、住民生活部所管に係る予算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管いたします予算の概要につきましてご説明を申し上げます。失礼して着席して説明いたします。

一般会計予算書の45ページをお願いいたします。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費のうち、第12節 委託料におきまして、住民課が所管いた

します、無料法律相談委託料といたしまして、その必要経費144万1千円を計上しております。次に、58ページから60ページの第3項 戸籍住民基本台帳費でございます。第1目 戸籍住民基本台帳費で、新年度は6,348万1千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして66万9千円、1.1%の増となっております。住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍システム等の機器保守業務委託料などを計上しております。新年度では、前年度に引き続き、戸籍法の改正に伴う戸籍事務内連携や、戸籍証明書等の広域交付の開始に向けたシステム改修を行ってまいります。

以上で、第2款 総務費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 59ページの委託料で、戸籍システム改修とか、いろんな項目がございますけれども、合計しますと1千万円近くになりますけれども、特に大きな戸籍総合システム改修業務委託料というのがありますけれども、これはどのようなシステムなんですか。

○坂口委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 戸籍法の一部が改正されたことに伴いまして、本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本の発行が可能になっていくということ。それと、婚姻届等の本籍地以外で届出を行う場合も、これまで戸籍謄本の添付が必要だったものが不要になるとということで、改正がされるわけですけれども、これに伴うシステムの改修でございます。この運用開始につきましては、令和元年5月に公布されて5年以内に運用が開始されるということでございます。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 予算書の59ページと60ページとですけれども、いつもお尋ねしているですけれども、マイナンバーカードの発行件数と、あとコンビニの証明書の発行件数を教えてくださいませんか。

○坂口委員長。 関口住民課長。

○関口住民課長 まず、マイナンバーカードの交付の状況でございますけれども、令和4年1月末現在の数字といたしまして、累計1万1,719枚、今年度の発行枚数といたしましては2,846枚でございます。交付の率といたしましては41.5%となっております。次にコンビニ交付でございます。こちらにつきましては、今年度の状況とし

まして、1月末で2,459件の発行を行っているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 あと59ページのコンビニ交付システム保守業務託料ですね、これ去年は369万6千円やったのが、216万8千円に下がってるんですけども、これは保守委託料が安くなったということで理解していいんでしょうか。

○坂口委員長。 関口住民課長。

○関口住民課長 コンビニ交付サービスにつきましては、これまで自庁設置型で平成29年から稼働しておりまして、これまで5年が経過しております。そのため機器の入れ替えが必要となってまいりました。このことから、今後どのような形でやっていくかということで、自庁設置型これまでのタイプとクラウド型を比較検討いたしましたところ、クラウド型のほうが安価になるという試算ができましたので、今後、クラウド化に変更していくこととなります。このために今おっしゃた分については金額が減っているという状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 クラウド化したほうが安くなるということですがけれども、ほかの項目なんかに割り振りをされていると思うんですけども、結局金額的にはいくらになるんでしょうか。

○坂口委員長。 関口住民課長。

○関口住民課長 単年ではあれなんですけれども、5年比較で検討いたしましたところ、自庁設置型で3,209万8千円、クラウド型で3,164万7千円、10年で比較いたしましたところ、自庁設置型で6,419万6千円、クラウド型で5,716万7千円という数字が出ております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 5年で3千何百万かということは、年間にするとだいたい500万超かかかってことになるかと思うんですけど、今回、更新、機器の入れ替えということで、見方として、今、個々に計上されているコンビニ交付サービスシステム保守業務委託料、今年度は216万8千円ですけど、去年369万6千円で、維持管理にかかっていた部分、全体で見ると、この金額と比較すると高くなっているように思うんですけど、500なん万かかるということなので。見方としてはこれでいいのですか。

○坂口委員長。 関口住民課長。

○関口住民課長 令和4年度の分につきましては、そのような形になります。

○木澤委員 クラウド型にしたほうが安いということですが、そもそも維持経費、管理費が高いつているなど指摘をしてきましたけれども、さらに国がいろいろマイナンバーに関連づけているいろいろなシステムの構築でありますとか、ネットワークの更新とかを進めていくなかで、これまでもいろいろ申しあげてきましたけれども、やっぱり情報漏洩、いろいろ個人情報保護の観点から心配される点がありますので、町としては運用しないというわけにはいかないでしょうけれども、その点については引き続き細心の注意を払っていただきたいというふうに思いますので、その点申しあげておきます。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管いたします各科目の予算につきまして、ご説明を申しあげます。

一般会計予算書の63ページをお願いいたします。はじめに、第1項 社会福祉費でございます。63ページから65ページの第1目 社会福祉総務費では、新年度は3億8,320万1千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして636万9千円、1.7%の増となっております。主な予算の内容は、職員に係る人件費のほか、法人後見センターの運営にかかる負担金、社会福祉団体への補助金、国民健康保険事業特別会計への繰出金となっております。新たに取り組む事業といたしまして、災害時において、避難行動要支援者一人ひとりの誘導や、避難所での生活支援などを迅速かつ的確に行うための個別避難計画を策定するための費用として、64ページ、第12節、委託料で、個別避難計画策定業務委託料91万7千円を計上しております。次に、65ページの第27節 繰出金では、国民健康保険事業特別会計への繰出金として、制度上の負担割合に応じて支出する法定繰出金のほか、その他一般会計繰出金として、後期高齢者医療支援金に係る赤字分を支援する法定外繰出金1,500万円、合わせて2億5,134万7千円を計上しております。

次に、第2目 国民年金事務取扱費でございます。新年度は799万6千円を計上しており、前年度と比較をいたしまして27万円、3.3%の減となっております。国からの委任を受けて行う国民年金事務に携わる職員の人件費などを計上しております。

次に、66ページから67ページの第3目 老人福祉費でございます。新年度は7,

900万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして32万5千円、0.4%の増となっております。その主な内容は、67ページ、第18節 負担金補助及び交付金で、三室園組合への負担金として3,228万7千円、第19節 扶助費では、老人福祉施設措置費として627万円、高齢者優待券交付費として1,737万5千円、高齢者外出支援タクシー基本料金助成金として1,102万9千円などを計上しております。新たに取り組む事業といたしましては、高齢者の社会参加及び地域交流を支援するための、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器購入費用の一部を助成する費用といたしまして、第18節、負担金補助及び交付金で、高齢者補聴器購入費助成金50万円を計上しております。

次に、同じく67ページから68ページの第4目 老人憩の家運営費です。老人憩の家の会計年度任用職員の人件費のほか、施設の維持管理等に必要な費用として、新年度は2,504万6千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして44万2千円、1.8%の増となっております。増額の主な要因は、68ページ、第14節 工事請負費で、西老人憩の家の下水道接続等工事として200万円を計上しております。

次に、本ページから69ページの第5目 医療対策費でございます。新年度は2億308万1千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして1,746万1千円、9.4%の増となっております。子ども医療費の助成では、より一層の子育て支援策の充実を図るため、令和5年4月から、対象年齢を、現在の中学校卒業までから高等学校卒業までの年齢に拡大することとしています。新年度では、システム改修等の準備経費を計上しております。また、引き続き、心身障害者医療費助成等についても、県の補助基準を拡大して実施をしております。

次に、69ページの第6目 人権対策費でございます。新年度は59万7千円を計上しており、前年度と比較をいたしまして千円の減となっております。

次に、70ページから73ページの第7目 障害福祉費でございます。新年度は8億6,252万8千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして6,567万5千円、8.2%の増となっております。この費目につきましては、障害者総合支援法に基づくサービスの給付が過半を占めており、72ページの第19節 扶助費で8億164万5千円を計上しております。

次に、73ページから75ページの第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費です。ふれあい交流センターの会計年度任用職員の人件費のほか、施設の維持管理等に必要な費用として、新年度は6,484万5千円を計上しております。前年

度と比較をいたしまして2,682万1千円、70.5%の増となっております。増額の主な要因としましては、75ページ、第14節 工事請負費で、ふれあい交流センターいきいきの里空調設備改修工事としまして2,600万円を計上しております。

次に、75ページの第9目 介護保険事業繰出費です。新年度は4億2,743万1千円を計上しております。前年度と比較しまして1,046万9千円、2.5%の増となっております。介護保険の給付に係る町の法定負担分の12.5%にあたる介護給付費繰出金3億834万円のほか、地域支援事業費に係る町の負担分、職員の人件費や事務費の経費に係る費用及び介護保険低所得者保険料軽減に係る繰出金を計上しています。

次に、75ページから76ページの第10目 総合保健福祉会館管理運営費でございます。総合保健福祉会館は、保健、福祉の活動拠点施設として、多くの皆様にご利用いただいております。施設の維持管理等に必要な費用といたしまして、新年度は3,300万3千円を計上しております。

次に、76ページでございます、第11目 後期高齢者医療費でございます。新年度は4億4,078万3千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして2,023万4千円、4.8%の増となっております。医療給付に要する費用のうち、町の法定負担分を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付するほか、事務経費、広域連合の運営に係る経費の負担、そして低所得者に対する保険料の軽減措置に係る補填分を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものとなっております。

続きまして、第2項 児童福祉費でございます。はじめに、77ページから80ページの第1目 児童福祉総務費では、新年度は1億9,281万7千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして1億1,188万円、138.2%の増となっております。児童福祉事務に携わる職員の人件費と、保育所、学童保育、児童手当以外の事務や事業に係る費用を計上しております。新たに取り組む事業及び充実する事業といたしまして、子ども家庭総合支援拠点で運営する臨床心理士による相談を月4回から月6回に拡大する費用といたしまして、78ページ、第7節 報償費で、臨床心理士謝金122万4千円を計上しております。次に、児童虐待防止対策として、地域からの孤立を解消し、地域の民間団体と連携した見守り体制の強化を図るため、79ページ、第12節 委託料で、支援対象児童等訪問指導業務委託料510万円を計上しております。次に、令和6年4月の開園に向けた整備を進めています認定こども園の整備の支援を行うため、第18節 負担金補助及び交付金で、施設整備に係る補助金として、認定こども園整備費補助金7,695万8千円、また、町内の私立保育所の保育士の処遇改善を図るため、

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 5 1 8 万 9 千円を計上しております。なお、前年度、負担金補助及び交付金で 3 9 5 万 9 千円を計上しておりました近隣自治体 5 町で運営する病児保育施設の運営につきましては、新年度では、斑鳩町が事務局となり全体予算を管理をいたしますことから、本ページ、第 1 2 節 委託料で、西和地域病児保育室運営業務委託料 2, 0 5 1 万円を計上しております。

次に、8 0 ページから 8 3 ページの第 2 目 保育園費でございます。保育士などの人件費を含む町立保育所の運営に要する費用として、新年度は 3 億 9, 6 7 4 万 3 千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして 2, 5 7 6 万 6 千円、6. 9 % の増となっております。町立保育所において、通常保育のほか、引き続き、延長保育や一時預かり、障害児保育、医療的ケア児の受け入れを実施してまいります。新たに取り組む事業等といたしましては、保護者の利便性の向上と保育業務の負担軽減を図る保育園管理システムの導入のため、8 2 ページ、第 1 3 節 使用料及び賃借料で保育園管理システム使用料 9 2 万 4 千円、第 1 4 節 工事請負費で、保育園無線 LAN 設置工事 6 0 万円、第 1 7 節 備品購入費で、タブレット等の購入費用といたしまして 6 2 2 万 2 千円のうち 2 0 0 万円を計上しております。また、町立保育園の保育環境の充実及び新型コロナウイルス感染症対策として、第 1 4 節 工事請負費で保育園トイレ等改修工事 9 5 万 4 千円、たつた保育園トイレエアコン設置工事 2 0 万円、保育園保育室洗面台改修工事 3 5 8 万 4 千円、第 1 7 節 備品購入費で、空気清浄機、サーマルカメラ、おもちゃ殺菌庫の購入費用としまして 6 2 2 万円のうち 4 2 2 万円を計上しております。

次に、8 3 ページの第 3 目 児童保育費でございます。新年度は 3 億 4, 1 3 8 万 2 千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして 5, 3 1 2 万 5 千円、1 8. 4 % の増となっております。予算の内訳は、町内の斑鳩黎明保育園、小規模保育所ほうりゅうじ、ほうりゅうじみなみ及び町外の私立保育所の入所委託料として、3 億 3, 6 9 7 万 5 千円のほか、町外の公立保育所入所委託料といたしまして 3 0 2 万 1 千円、認定こども園の入園委託料として 1 3 8 万 6 千円を計上しております。

次に、8 4 ページの第 5 目 児童手当支給事業費でございます。児童手当及びその給付に要する事務費として、新年度は 4 億 7, 3 3 3 万 5 千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして 4 7 6 万 9 千円、1. 0 % の減となっております。

最後に、第 3 項 災害救助費でございます。第 1 目 災害救助費で、前年度と同額の 2 千円を計上しております。万一の災害の発生に備え、早急な対応を図るための名目予算となっております。

以上で、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管いたします予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けします。齋藤委員。

○齋藤委員 64ページの12節の一番下から二つ目、包括的支援体制構築事業委託料ということで、多分これは社協に委託しましたソーシャルワーカーの件だと思いますけども、これは成果はどのような成果がありましたでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 包括的支援体制構築事業に関してのご質問でございます。この事業は斑鳩町地域福祉計画に定めます制度や分野の縦割りの解消に向けた推進体制の構築を推進するために、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、制度のはざまにある人を必要なサービスへつなぐための体制を構築すること及び制度のはざまにある課題解決に向け、生活支援コーディネーターなどと連携して課題解決に導いていく事業でありますけれども、令和3年度におきましては、12月末現在の状況となりますけれども、コミュニティソーシャルワーカー1名を養成しました。それと、個別相談件数が168件ありまして、その相談の内容から、何等かのサービスが必要と思われる方に対して、フードレスキューでありますとか生理用品の配布でありますとか、各種サービスにつなげております。また、小地域福祉会などの地域活動への参加や活動の相談及び生活支援サポーターの養成などを実施しております。以上でございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今のこのソーシャルワーカーの件は、要保護児等対策審議協議会との連動は関係ないですか。連動はされている。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 虐待関係の協議会とということですか。そうですね。今年度に限ってはそういった案件はございませんでしたけれども、そういった相談が出てきた場合は、やはり連携を取っていくものだと思います。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 168件は、主なものはどんなものがあったんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 生活に係る相談がメインになってきますので、やはり今、コロナ禍の中で生活が厳しく経済的に厳しくなっているような案件が多くあったと聞いております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 その168件を委嘱した1名で対応されたということなんですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この事業は社会福祉協議会に委託していますので、ソーシャルワーカーがメインで対応するんですけども、その職員もいないときでありますとか、別の業務をやっているときもありますので、社協として対応していただいていると思います。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ぜひ、168件の相談を何とか要望に沿えるように、またぜひお願いしたいというふうに思います。

続きまして、65ページの18. 負担金補助及び交付金のところの五つ目、民生児童委員活動助成金というのがありますけども、この民生委員の関係でぜひお願いしたいと思いますのは、今の民生委員は民生委員個人の住所をオープンしてなくて、電話番号とそれから担当地域を決めておりますけども、やはり民生委員で住所をオープンしないというのは何かちょっと不自然というか、もちろん民生委員の個人情報もありますけども、やはり、私はここに住んでいて住所はここです、電話番号はこれです、相談があったら連絡してください、来てくださいというふうな、やはりもうちょっと個人情報をクリアしながらやっていくべきじゃないかなというふうに思います。名簿を見ても何々町、何々町と書いてますけども、私なんか全然イメージが湧かなくて、どの辺に住んでいるのか何町何丁目とかあればあの辺かなというイメージが湧きますけども、ぜひ、今年の秋、改選でありますので、その辺のところもご配慮いただければありがたいなと思いますけども、町の見解というか思いはどんなものか教えてもらえませんか。

○坂口委員長 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 前回、こういった形で、委員述べられたみたいに住所を出さずにご紹介をさせていただいたという状況でございますけれども、民生児童委員連絡協議会から、こうした形でということでお受けをさせていただいて、ああいう形で表記をさせていただいておりますので、次回につきましては、改めてまた民生児童委員連絡協議会の方でご相談をさせていただいて対応のほう考えたいというふうに思います。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ぜひ、私の情報が間違っておりましたら、何か、担当地区のやってくれる人がいないので、住所は伏せてくれたらやりますのでというふうな話が数名おったので、最終的にそうなったんだという、それは間違った情報かわかりませんが、そう聞い

ておりますので、ぜひやはり声かけを多くして、住所もオープンできる方を民生委員として委嘱するようなことで、ぜひお願いしたいと思っておりますということで、要望です。

続きまして、66ページですけれども、18節 負担金補助及び交付金の一番上の老人クラブの助成金というのが毎年毎年減ってまして、それは老人クラブのメンバーが減ってるから助成金が減ってるんだと思っておりますけれども、やはりこれをもっと活性化する策というかですね、それは町としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 老人クラブの補助金に関してのご質問でございます。委員がおっしゃられましたように、今年度の老人クラブの助成金も昨年度と比べて減少しているところがございます。この減少理由につきましては、今、委員もおっしゃられてましたけれども、クラブ数の減や会員数の減に伴うものでございます。老人クラブ活性化対策ということでございますけれども、現在、老人クラブの団体数、会員が減少していることにつきましては、その理由として全国的に同じ傾向であるんですけれども、企業の定年年齢の延長や再雇用の増加、また就労形態の多様化によりまして60歳を過ぎられても働いている方が増加していることがまず挙げられると思っております。それと、個々の方の趣味、生きがいづくりや仲間づくりとの付き合いの形においても多様化してきておると考えておりました、組織にしばられないという理由からですね、サークル的なものでありますとか老人クラブ以外のグループに加入されている方も増えているのが現状だというふうに思っております。また、ここ最近2年間はコロナ禍ということもありまして、そういった団体活動が難しくなってきたのもひとつの理由になってるのかなと思っております。

老人クラブの活性化対策が必要ではというそのご意見に対しましては、当然、町としまして今後も老人クラブの支援につきましては、引き続き実施してまいりますけれども、それ以外、例えばですね、団体活動の広報とか団体となんらかできる部分についての支援についてはしていきたいと思っておりますので、団体とも協議をしながら進めていけたらなと考えているところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ぜひ、活性化のほうよろしくお願ひします。

続きまして、67ページの4項 老人憩の家運営費の、ここに老人憩の家の「老人」というのがつくんですけども、今、老人という言葉はあまり使わなくて、高齢者とかお年寄りとかいうふうにNHKなんかでも老人という言葉を使わない。国の法律で老人というのがあるかもわかりませんが、何か町もそれに合わせて老人という言葉を使わ

ないで、例えば、この老人憩の家というのは、斑鳩町独自で決めてることだと思いますので、やっぱり、何か、高齢者憩の家とか何かそういうふうに。私も老人でありますけれども、何か老人と言われると、何かがっかりするとか、いうふうな思いがするので、やはりこの名前というのはやはり変えてという、そういう思いというのは町はどのように思いますでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 老人という言葉に対するご質問でございます。現在、実施しております様々な事業の中で、この老人という文言が使われている事業は多種ありまして、老人福祉施設しかり老人クラブしかり、福祉課で言いますと、一人暮らしの老人等日常生活用具等ですね、老人という言葉が含まれて、ひとつのもう単語となってると思いますか、老人だけではなくて1つの単語でもう相当、昔からの制度であり、全てそうですけれども、そのまま現在も使われている。当時は国の要綱等があり、今も老人福祉施設とかというのはそのまま使用されておりますし、そういったところもありまして、継続して使用しているというのが現状のところでございます。町といたしましては、最近ではないですけれども、新たな事業につきましてはそういった縛りのない事業につきましては、高齢者という言葉を使いまして全ての事業を現在実施しているところでございます。

昔から残っているこの老人というところにつきましては、その事業にもよりけりになりますけれども、国のほうで使われているものがそれ自体が変わった場合とか、それ以外であれば社会的な流れ、言葉の変わりつつあること、その辺の状況を見ながらちょっと検討していきたいと思います。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 国の法律に名前がついているのは、それはわかりますけれども、でも、町独自の要綱とかというのは、先進的かというと、前に進めていってもいいんじゃないかなというふうに思います。要綱の名前を変えればいいだけですので。やはり住民が過ごしやすいうるか、嫌な思いをしないで使える言葉というのはあってもいいのかなというふうに思いますので、ぜひ検討いただければありがたいなというふうに思います。

次に69ページ、19節の扶助費のところ、町単独事業というのがずっとありまして、合計しますと3千万円くらいの予算が出ておりますけれども、これについてはひとつひとつはいいんですけれども、どのような事業なのか教えてもらえませんか。

○坂口委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国民医療課長 医療費助成は多費目になっておりますけれども、例えば、子ども医

療費助成金とありましたら、町単独事業分ということで、県の補助基準を超えている部分、例えば、県の補助基準には所得制限がありますので所得制限を超えている、あるいは一部負担金ということで県の補助基準には外来で1件当たり500円窓口負担すると、入院の場合は千円窓口負担するという県の補助基準があります。斑鳩町におきましては、所得制限を超えている部分、そしてこの一部負担金についても町単独で助成をさせていただいているということになっております。ですので、それら障害者医療につきましては一部負担金、そして、あと障害者手帳の3級、これは町単独事業でやっているということで、それぞれその範囲は異なっておるんですけれども、町単独で実施している部分を再計上しているということで、ここに表記をさせていただいております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、やはり他近隣市町村に比べても、やはり町としてはこういう医療費について住民に負担を少なくしているというふうなレベルが高いほうというんですか、そのような形でしょうか。それともだいたい、ほかの町も同じようにやってますよというふうなレベルのもんでしょうか。

○坂口委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国民医療課長 医療費助成につきましては、各市町村でばらばらというのでしょうか、単独でされているところは市町村独自で判断でされてますので、一概になかなか比較するというのは難しいと思います。しかし、本町におきましては、子ども医療につきましてもかなり早い段階から県の補助基準を超えて実施してきております。今、小学校、中学生まで実施してきておりますけれども、来年度拡大いたします高校生の部分についても、県ではまだまだ少ない状況となっておりますので、この福祉医療につきましては本町におきましては先進的にやっているというふうに認識しております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。次に、児童福祉費の子ども家庭総合支援拠点は、どのような相談が多くて、どのように対応しているものなのか教えてもらえますか。

○坂口委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 子ども家庭総合支援拠点、令和3年4月から子育て支援課内に置いておるんですけれども、相談につきましては発達に心配のあるお子さんの相談から虐待が行われているというような家庭まで、ゼロ歳から18歳のお子さんをお持ちの保護者の方のあらゆるご相談にお答えしているというような状況でございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

- 齋藤委員 一番多いのはどのような相談、もうばらばらですか、それともある程度固まっているというか。
- 坂口委員長 中尾子育て支援課長。
- 中尾子育て支援課長 個別の具体的な相談の内容についてはこちらでお答えすることはできないんですけれども、継続して関わっているご相談については、やはり虐待の家庭に対する相談というものが多く占めております。
- 坂口委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 ありがとうございます。最後に、82ページの保育園管理システム、コドモンですけども、これはこの前の委員会で話がありまして、これはいい制度だなと思えますけども、これは私立保育園はもう始まっているんでしょうか。
- 坂口委員長 中尾子育て支援課長。
- 中尾子育て支援課長 町内の斑鳩黎明保育園と小規模保育所ほうりゅうじにつきましては今年度、同じコドモンのシステムを導入されておりまして、既に稼働しております。
- 齋藤委員 ありがとうございます。
- 坂口委員長 ほか、よろしいですか。
- 木澤委員。
- 木澤委員 まず予算書の65ページ、未就学児均等割保険税繰出金ということで、これは国保に一般会計から繰り出して、国の制度で未就学児の均等割を半額にするという制度のはずなんですけども、この町の負担の割合というのはどれくらいでしたか。
- 坂口委員長 安藤国保医療課長。
- 安藤国保医療課長 国での補助金の対象となっておりまして、国が2分の1、そして県が4分の1、町4分の1という負担割合になっております。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 これ、150万円計上してありますので75万円の半分だから38万円くらいですかね。今これを聞いて、すぐ数字が出てくるかわからないんですけども、これ18歳以下までを対象にして制度を実施しようと思ったら、町の持ち出しが幾ら必要になるかわかりますか。今すぐ出なかったら、また後ほどでも構いませんけど。
- 坂口委員長 安藤国保医療課長。
- 安藤国保医療課長 すみません、また後ほど回答させていただきます。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 そしたらお願いします。それとですね、その同じ繰出金の一番下のところの

国保その他一般会計繰出金ということで、これは毎年1,500万円、国保会計に対して繰り出しを、法定外繰り出しとしていただいているわけですが、今後の動向についてお尋ねしておきたいと思います。

○坂口委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 この繰り出しにつきましては、毎年1,500万円ずつ投入するということで、当初始めた段階から計画していたんですけれども、決算状況を見てみますと、令和2年度決算で約1億3千万円の累積赤字ということになっております。昨年度までの単年度の決算の状況、そしてまた令和3年度の決算の状況等々、勘案する中で、あと数年、3か年程度でこういう決算状況が続きますと累積赤字も解消するのではないかとこのように考えておりますので、現状におきましてはその累積赤字を解消するところまでこれを続けていきたいなというふうには考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 国保のほうでの議論になるのかもしれませんが、高校卒業まで医療費無料化を拡大していただいて、だいたいその財源も1,500万円くらいかなというふうに思うんですけど、それはこの一般会計からの繰り出しがなくなっても国保会計独自で対応していけるという、そういう見通しでもってやるということではよろしいのでしょうか。

○坂口委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 はい、委員がおっしゃるとおりでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら国保のことはまたいろいろ聞きたいことがありますので、国保会計のほうでまたそれをやらせてもらいたいと思います。

予算書の66ページの介護職員初任者研修受講就労助成金ですけれども、これは令和元年に50万円で計上していただいて以降、だんだん年を追うごとに減ってきてるんですけども、実際に受講される方の状況というのはどんなふうになってますでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この事業の実績でありますけれども、令和3年度においては現時点ではまだ受講者申請者はございません。昨年度1名の受講の実績でありました。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 この制度の趣旨を確認させてもらってよろしいでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この事業は国の100%、10分の10の事業ですけれども、国全体と

して介護人材というところの育成のために始められた事業でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ということは、やはりたくさんこれを使って受けてほしいということなんですけど、この減ってきている状況に対して町として今後も受講者がいない状況が続いていくと、やはり町としても困ってくることになるんじゃないかなと思いますけど、もっと制度を活用いただける方法等を検討していく必要はあるんじゃないかなと思いますけど、その辺はいかがでしょうかね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 介護人材の育成につきましては非常に重要と認識しております。この事業につきましては、先ほども申しましたように国の10分の10の事業でありますので、国の要綱の範囲内で運用しなければなりません。町といたしましては、その国の要綱の中で、できる限りこの門戸を広げる形で要綱設定はしておりますけれども、現在この状況でございます。今、町としてこの事業についてできることとしましては、やはりこの辺のこういった制度があるよという広報等になってきますので、特に介護事業者に対しましてそういった事業者への就職希望等、事業者も人材が欲しいわけですので、そういったところと連携して何とか進めていきたいなと考えているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これは新年度で15万円の予算を組んでますけど、これは何人分ですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この研修が受けられる制度によってちょっと金額が違いますので、そのマックス的なところですけども、5万円かける3名で予算化しております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 その受講者がいないというのは、金額的な問題ではないですかね。この最大5万円というのは、それも網羅しているということですか。そこは大丈夫ですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 ちなみに令和2年度の利用されたその方の受講料が1万9千円でしたので、5万円の範囲内では十分足りてるとは思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら町で別に金額を上乗せるかとかそういう問題ではないということですね。非常に深刻な問題であると思いますので、さっき課長がおっしゃっていただいたように、やはりいろいろな施設とか近隣とも連携をしながら受講をしていただける方

を何とか増やしていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

次に、その下に自動車の誤発進防止装置の設置費用の助成金を上げていただけてますけど。これは総務費の免許返納をされる方が年間100件に増えてきてる状況ですけども、こちらの誤発進装置の補助については金額が下がってきてるんですね。私、こちららも高齢の方が増えるに従って、この制度の利用者も増えるのかなと思ってたんですけども、逆に予算が減ってきてるというのはどういう状況なのかなと思ひまして。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この事業を始めまして3年目になります。今の要綱上は今年度末をもってこの事業が終了という形になっております。当初そうしましたのが、まず、いろいろな高齢者に関わる事故が報道も増えまして、特にこの後付けを対象とした補助金でございますので、車のこの3年以内に改修をしていただきたい、できるだけ安全のためにという意味もありまして3年にしております。また、そのほぼ町が実施しました直後に、国のほうが同じような補助制度を実施されまして、そちらの制度につきましては町の補助金限度額よりも若干高いというところもありまして、基本的には国の制度が実施されているうちは全て国の制度を利用されておりましたので、例えば、令和2年度、昨年度には町の実績はゼロ件でありました。国の制度が昨年11月の途中で終了いたしました。この後どれくらいの方が斑鳩町の方がこの後付け、だから既存の車に対してですけども、新車の場合は基本的にはほとんどこの新しいこういった安全装置がついておりますので、年々そういった必要な車の台数が減ってくるというところもありまして、どれくらい出てくるのかなということで今後、延長するかどうかを検討していこうということだったんですが、その後、11月の途中以降2件の申請が出てきております。そういったことを受けまして町としましては、まだこの制度を必要とされている方がいらっしゃるんだろうということで、3年間のまた延長をさせていただいたところがございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら基本的に新車はもうついでるので、改造の必要はないということですね。わかりました。

そうしたら予算書の79ページ、18節の負担金補助及び交付金のところで、私立保育所の運営費補助金というので1,514万6千円計上していただけていますけども、これは私、一般質問もさせていただいたんですけども、この中で、常勤講師の保育士の確保として町が補助金を出してますよというふうに答えていただけてますけども、この出しているうちのいくらを町として補助していることになるんですか。

○坂口委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 私立保育所運営費補助金のうち常勤保育士に対する給与改善費補助金の部分なんですけれども、合計で221万4千円でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、質問のときもちょっと言ってましたけど、近隣でこういう制度やっているところというのは他にないんですか。

○坂口委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 県内すべては把握はできてはおりませんが、市部では奈良市、大和郡山市、生駒市は実施されていると聞いております。町で実施されているところは近隣7町は聞いたんですけれども、されてはおりません。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういう意味では斑鳩町は先進的にそういう取り組みをしていただいていることに評価をさせていただきたいなと思います。これも金額的に難しい話ではあるんですけども、一般質問で言ってましたように、今後の状況をみて柔軟に対応していただきたいなと思いますのでお願いしておきます。

それと、83ページで、町外の保育所に行かれてる方ですね、予算的には金額が増えてまして、斑鳩町でももう町内で受け入れでけんよという状況がある中で、どれくらいの方が町外に行かれているのか、ちょっと教えていただけますかね。

○坂口委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 令和3年度で町外の保育所を利用されている方は27名です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 このうちで勤務地が現地にあったりとかいうことで行かれている方と、町内で受け入れができないから受け入れをしてもらっているという方はどれくらいあるんでしょうか。わかりますか。

○坂口委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 町内で保育所が見つからずにこちらからお願いして入れていただいている方については、現在のところ2人程度となっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 よそもなかなか空きがない中で、そうして受け入れていただいているところ、非常にありがたいと思うんですけども、まだやはり待機児が出てますので、引き続き、また受け入れ先を探していただきたいなと思いますので、お願いをしておきます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

伴議長。

○伴議長 73ページのふれあい交流センターいきいきの里ですが、今回、空調のちょっと大きめの金額が空調の入れ替えがあったなど。75ページの一番上がそれで2,600万円ということになってると思うんですが、今回これ、いっぺんウイルス感染というようなことで、非常に利用者も難しい状況になってると思うんですが、その前で結局、このいきいきの里というのはいろいろ無料券を配っていただいたり、いろいろしていただいて、そこそこの利用が今まであったと思うんですが、この最近の推移、だんだん減ってきてるのか、それとも横ばいですっと同じような感じで。細かい数字まで要りません。この利用の町内町外両方入れていただいて結構ですので、利用者としてどうなってるのか、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 比較をしやすいために、各年度12月末時点での数字で挙げさせていただきます。コロナ禍の前の令和元年度につきましては、町内2万241名、町外3,678名の合計2万3,919名でございました。令和元年度の最後からコロナの影響が出てきたわけですけれども、令和2年度につきましては冒頭、緊急事態宣言等もありまして、閉鎖期間もありました加減で少なくなっておりまして、町内1万269名、町外4月冒頭だけまだ入れておりましたので41名、合計1万310名ということで、令和元年度と比べて半分以下、町内であれば約半分になったところです。これが令和3年度になりまして、町内1万4,668名、町外はゼロ名ですので、合計も1万4,668名ということで、町内だけを見ますと、コロナ禍の前の4分の3くらい、昨年度と比較しましては大体1.4から1.5倍くらいの推移となっているところでございます。

○坂口委員長 伴議長。

○伴議長 確かに今、このウイルス感染拡大のときは確かに絶対こないなってるやろなど、これはわかるんですが、その前に今、令和元年の話、ちょっと遡ってといいますか、この施設自体が非常にやはり、だんだん入場者数が減ってきてるような施設なのか、それともそうでないのか、敬老会とかその辺りで無料券をいただいたり、また外出支援という形で皆さんに配布していただいたりというような形、また町外の方もいろいろ歩いておられる方が立ち寄ったりというようなことを聞いておるんですが、この施設自体、その前に遡って、同じような感じてきてるものなのか、やはり年々下がってきてるのか、その点ちょっと教えてほしいんですわ。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 ちょっと具体的な数字は今、持ってないところなんですけれども、記憶的には少しずつ減ってきておったと覚えております。

○坂口委員長 伴議長。

○伴議長 やはりちょっと減ってきてるという中で、今回これ空調を替えていただくと。実際、この施設の管理自体が平均したらどれくらいなのかわかりませんが、4千万円ほどかかるのか、大きなそういう入れ替えがあるときとかそういうのを平たくするとそれくらいのコストはかかっていくものなのか。その辺りで実際のところ、総務委員会では町民プールの話も出ました、ひとつ見直すと。このコロナのところで見直していただいたと。今後、いろいろな形で施設というものをもういっぺん検討していくという中で、このふれあい交流いきいきの里自体はこれからも必要な施設と、町のほうは考えておられるか、最後にお聞きします。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 ふれあい交流センターいきいきの里につきましては、やはり住民の方の憩いの場、ふれあいの場になっておると思っておりますので、今後も引き続き、活用していただきたい施設というふうに考えております。

○伴議長 結構です。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

ここで2時25分まで休憩いたします。

(午後2時02分 休憩)

(午後2時25分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 さきほど木澤委員さんおっしゃいました国民健康保険税の均等割り5割軽減、未就学児の均等割り減額がですね、18歳まで対象年齢拡大した場合、影響額としましては0歳から18歳未満で約550万円というふうに見込んでおります。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午後2時26分 休憩)

(午後2時26分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 申し訳ないです。550万が全体の減額の影響額ということですので、150万円につきましては国、県、町の負担割合で実施することになっておりますけれども、150万円を超えた部分については、これはもう国、県の補助の対象にならないということになりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 0歳から18歳までで550万というのは、これは今やっている部分も含めてということですね、わかりました。

○坂口委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 次に、第4款 衛生費について、説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、第4款 衛生費のうち、住民生活部が所管する各科目の予算につきまして、ご説明を申しあげます。着席して説明をさせていただきます。

一般会計予算書の85ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第1項 保健衛生費です。85ページから87ページの第1目 保健衛生総務費では、新年度は1億7,499万8千円を計上しております。昨年度より3,672万8千円、26.6%の増となっております。主な予算の内容は、職員に係る人件費のほか、王寺周辺休日応急診療施設組合交付金等、分担金などを計上しております。新年度は、健康管理システムのバージョンアップに伴うサーバーの更新を行うため、86ページ、第12節 委託料で、健康管理システム改修業務委託料275万円を計上しております。また、住民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を図るため、第2期斑鳩町健康増進計画及び第2期斑鳩町食育推進計画に基づき、健康づくりに取り組んでいますが、健康づくりに関するアンケート調査を行い、令和5年度までの2か年計画で次期計画を策定するため、第12節 委託料で、健康増進計画等策定業務委託料165万円を計上しております。

次に、87ページから89ページの第2目 感染症予防費でございます。新年度は1億9,330万8千円を計上しております。昨年度より8,634万4千円、80.7%の増となっております。子どもから大人まで、感染症の発生とまん延及び罹患後の重症化を予防するために、新型コロナウイルス感染症予防接種の実施をはじめ、各種予防接種を実施してまいります。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男

性に対する風しん予防接種については、実施期間が令和6年度まで延長されましたことに伴い、町単独事業であります風しんワクチン接種助成制度においても同様に助成期間を延長してまいります。さらに、白血病などの治療で骨髄移植手術やその他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に診断された人に対しまして再接種に要する費用の一部助成を行うため、89ページ 第18節 負担金補助及び交付金で、骨髄移植後等任意予防接種費用助成金26万7千円を計上しております。

次に、89ページから90ページの第3目 母子衛生費でございます。新年度は3,503万2千円を計上しております。昨年度より136万1千円、4.0%の増となっております。保健センター内に開設している子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまで、全ての母子の健康や育児に関する相談に切れ目なく応じつつ、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関するワンストップ拠点として、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかな支援を行ってまいります。また、子どもの健全な成長発達を促すため、3歳児健康診査時に、視力検査に加えて、精度の高い屈折検査機器を導入することにより、目の異常を早期発見し、早期治療につなげ、弱視などの予防に努めるため、90ページ 第17節 備品購入費で庁用備品121万円を計上しております。

次に、91ページから92ページの第4目 健康増進事業費でございます。新年度は5,395万5千円を計上しております。がんの早期発見、早期治療を図るため、定期的に検診を受けることが重要となりますことから、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策の徹底を行い、受診環境を確保しながら各種がん検診、及び健康教育等のとりくみをすすめてまいります。また、健康寿命の延伸にむけて、地域全体で高齢者を支え高齢者が抱える様々な健康課題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に取り組んでまいります。

次に、92ページ、第5目 狂犬病予防費でございます。新年度は、前年度と同額の27万6千円を計上しております。

次に同じく92ページから93ページ 第6目 火葬場費でございます。新年度は2,338万1千円を計上しており、前年度と比較をいたしまして、182万3千円、7.2%の減となっております。火葬場周辺対策整備補償金の減額が主な要因でございます。今後も引き続き、良好な稼働、運営を行ってまいりますとともに、周辺地域への環境整備に努めてまいります。

次に、同じく93ページから94ページ、第7目 環境対策費でございます。新年度

は395万3千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして46万6千円、13.4%の増でございます。環境保全対策の推進といたしまして、地域での環境保全活動のリーダーとなる環境保全推進委員の活動を引き続き支援するとともに、地域の良好な環境づくりに努めるとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画を策定し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。また、環境保全対策では、引き続き、河川の水質検査を実施するとともに、環境教室など環境問題について広く学べる機会の提供に努めてまいります。

次に、94ページから100ページ、第2項 清掃費でございます。

はじめに、94ページから95ページ 第1目 清掃総務費でございます。新年度では1,656万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして41万5千円、2.6%の増となっております。新年度におきましても、美化意識の向上を図ることを目的とした、いかるがの里クリーンキャンペーンや自治会内美化キャンペーンなどの清掃活動を実施することとしております。

次に、95ページから98ページ、第2目 塵芥処理費です。新年度では4億603万9千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして963万4千円、2.3%の減となっております。コロナ禍の影響から家庭系の廃棄物排出量は増加しており、事業系廃棄物につきましても、営業活動の平常化などの影響から増加傾向にありますことから、特に事業系廃棄物の減量化・資源化を促進するとりくみを進めるとともに、全国的な課題でもある食品ロスやプラスチックごみの削減に向け、家庭、事業所に対しまして啓発事業に取り組んでまいります。また、宅配便を活用した小型家電回収事業の実施や、安心サポートごみ収集の対象範囲の拡大などの収集体制の充実も図ってまいります。

最後に98ページから100ページ、第3目 し尿処理費でございます。新年度では1億2,098万8千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして1,459万7千円、13.7%の増となっております。鳩水園の設備補修等を計画的に進め、適切な維持管理、運営を行うとともに、鳩水園の放流水について、県流域下水道接続工事を実施いたします。

以上で、第4款 衛生費のうち、住民生活部が所管する予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議たまわりますよう、お願いを申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 88ページの真ん中のところに、成人風しん抗体検査委託料というのがあります。

ますけども、これは予算の概要を見ますと、成人風しんの目標に届かなかったので3年間延長しますとありますけども、これは目標はどのくらいだったのか。どのくらいを目標にして3年間延長したのか教えてもらえませんかでしょうか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 成人風しん抗体検査は、国が風しんの感染予防ということで、抗体価の低い昭和37年の4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して抗体検査を実施するというで始められたものでして、斑鳩町というよりは全国的に見て、この抗体検査の受診というものがなかなか進んでいないということで、もともとこういった感染症のほうは感染を予防するというようになってきますと、全体的に98%とかというふうな形の接種率がないと感染の予防ということとはできないんですけれども、まだまだ斑鳩町におきまして、この対象者で検査を実施されている方というのが少ない状況になっておりますので、斑鳩町のほうも国の指定にもとづきまして引き続き実施していきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、斑鳩町が少なかったから延長するという意味ではなくて、国全体が少なかったから全体として上げるために延長するというふうな趣旨でしょうか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 はい、そのとおりでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それでは、次に97ページの上から8行目のごみ質検査業務委託料34万4千円とありますけども、去年は事業系のごみを検査されたと書いてありますけど、今年は家庭系のごみを検査するというで書いておりますけども、具体的な結果というか成果というか、その辺のところはどのようだったのか教えてもらえませんかでしょうか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この実施しました、ごみ質検査の結果につきましては、これまでも広報紙へ掲載や、また自治会のほうで実施をしております環境問題学習会、そういったところで周知啓発資料などとして活用させていただいております。また、先ほど言われました令和3年度におきましては、事業系の一般廃棄物のごみ質検査を実施させていただきました。またその結果につきましても広報での掲載、また町内の搬入届出事業者に対しまして結果の通知を行うとともに、事業所等などによりましてごみの減量化・資源化に向けた説明資料等として活用しているところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、展開検査をされてるのかどうかですけれども、よくなってきているのか、それともあまり変わらないのか、その辺は分かりますでしょうか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 今年度行いました事業系一般廃棄物の組成調査の結果でございますが、前回、令和2年度に実施をいたしまして、その結果に比べて可燃ごみに含まれます可燃性の割合が75.65%から89.75%へと改善をされ、今まで事業系一般廃棄物に含まれておりましたプラスチックや鉄類、そういったいわゆる産業廃棄物といわれるものが混入率が減少したという結果もございました。また、全体の7割を超えます厨芥類、生ごみの分別を見まして年間推定約634トンの事業系可燃ごみを削減することが可能となりますことや、また、紙類の中でも資源化できる紙類は約9%含まれておるということで、こちら年間推計量といたしますと約79トンと考えられ、資源として活用できることを事業者のほうへ周知をさせていただいたところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 引き続き、よろしくお願いいたします。それから次の98ページの18節負担金補助及び交付金のところの一番上ですけれども、資源物集団回収事業奨励金が昨年度は456万円になってますけれども、今年は400万円ということで、集団回収の奨励金が減ってるということは、集団回収に出さないということは、要するにそれが可燃ごみに出しているのか、もしくは全体が減ってるからこの奨励金が減ってきているのか、その辺のところはわかりましたら教えてもらえませんかでしょうか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 資源物集団回収事業奨励金、前年度より減額となっておりますが、実際のところ年々インターネットの普及や、新聞の購読、また書籍の購入の減少がございまして、新聞、雑誌、本類の回収量自体が減少しておる状況であります。令和4年度の回収予定量につきましては77万9,219キロと予想しており、80万キログラム回収予定で、奨励金400万円を計上しているということで、主に新聞・雑誌の減少が主なものなものでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。その次の家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金が、奨励金を出していただいて生ごみを家庭で処理するというのはいいい制度だと思いますけれども、この処理機が耐用年数が5年となってまして、そしたら買い換えが要るのかなと

いう家庭もあるんじゃないかなと思いますけど、その辺のところの対応っていうんですか、買い換え費用を出しているのか、それとも1回使ったらあとは自分は買えというふうになっているのか、その辺のところ教えてもらえませんかでしょうか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この補助制度において、今、委員がおっしゃいましたようにその耐用期間等も考える中で5年を目途に、再度購入をされた場合は補助対象として補助金を交付しておるところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。ということで、また引き続き、処理機で使っただけということで、ありがとうございます。

その次に、99ページの下から2行目のところ、浄化槽設置設備事業補助金は令和3年度については令和3年10月15日に、令和3年度の浄化槽設置事業補助金の予算限度に達しましたので、受付終了しますということで、ホームページに載ってるんですけども、まだ令和3年度、年の半分なのに、もう予算がいっぱいになりましたので、あとは補助しませんというふうにありますけども、せっかく浄化槽をつけようと思っている方は半年待って、次のこの414万4千円の中にまた手を上げなければならないというふうな状態になるんじゃないかなと思いますけども。そうしましたら、家の新築のときに、家を半年間、新築をやめようとかいうふうなことにもなりかねないので、この辺のところは補助金をほかのを流用して出せないものなのか。もしくは予算額を増やして対応できないものなのか、その辺のところは町はどのようにお考えでしょうか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この浄化槽設置整備事業補助金につきましては、国、県の補助制度を活用した補助事業を実施させていただいております。これは国・県の補助制度を活用するにあたりましては、まず5か年計画を国に提出をさせていただきまして、年度ごとの補助基数なりを申請をさせていただくと。で、5年間で全体何基数という形で計画を提出しまして、承認をいただいた後、この事業を進めていくということになっております。また、毎年この国、県のほうに当該年度の補助予定基数を申請しまして、その承認を得てから補助事業を実施しておるという状況でございます。町が補正や流用で対応した補助をするとした場合、この国、県への変更申請を出して、まずはその承認をいただいからするということになります。もしその承認がされない場合は、町の単費でこの事業を進めるということになってまいります。また、増加することによって、承認を

いただいたとしましても、当初、5か年計画で総基数を出しておりますことから、前倒しすることによって終わりの年度になるほど基数は減ってくるということもその辺の調整もございますので、このようなことから、これまでの当初予算の範囲内において対応しておるということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 5か年計画をするときに数をもっと増やしたら予算が下りておったんだけどというふうな理解なんですか。それとも、もう上限があっていっぱいいっぱい町は何基までしかできないとか、いくらまでの補助しかできないという金額の設定があって、この少ない設定になっておったんでしょうか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 これは国・県からも、予算措置上の関係から適切な申請数ということで計画となったと言われております。言われるように、多く取っておけばいいんじゃないかということですが、あまりにその数値に乖離があると、やはり今後補助事業を活用できないということがございますので、実績ベースでこの計画を立て、申請をさせていただいておるところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、次回からもうちょっと上げて申請すれば、年度の途中で、それこそもう半年でもうなくなってしまふということはないかなと思いますけども、その辺はどうなんでしょうか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 少しでも多めに取っておく場合というのは残が出てまいります。5年間で総額何ぼと。それが毎年積み重なりますと、やはりその辺りも今後、その補助事業を認めていただけない原因にもなりますので、やはり適正な実績ベースでの申請ということになるかと思えます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 しつこくて申し訳ないんですけども、半年でなくなるというのは、実績ベースというのをもうちょっと上げてもいいんじゃないかなという気がするんですけども、やはりこれが正常ということで思ってるんでしょうか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 今年度は特に、今年は10月に補助金がなくなるというちょっと異例なケースでございました。例年だいたい、新築等々をされる場合、浄化槽設置となり

ますと、各事業者のほうも各自治体でこういった補助制度もございますので、事前にご相談をいただく中で補助金の残とか申請状況なんかも伝えて相談し、実際の時期をずらしていただくなり対応をいただいております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、たまたま令和3年度は申請件数が多くなったのでこうなってしまったけども、通常はこれで十分、対応できるというふうな理解でよろしいですね。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 例年、ご相談を受ける中では、年末くらいにご相談いただいて、4月以降に着工するとかいう形で事業者のほうと施主さんのほうと協議いただいて調整いただいているものというふうに考えております。

○齋藤委員 はい、わかりました。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 予算書の88ページでございます。ヒトパピローマウイルス感染の予防接種委託料ということでございますけども、この子宮頸がんワクチンですけども、令和3年11月26日に厚生労働省から通達が下りて、やっと積極的勧奨ができるようになったわけですけども、小学校6年4月1日からと高校1年の女子3月31日までの人ということで聞いておりますけども、この対象者の皆さんにどのような積極的な勧奨活動をしていかれるか、その辺りについて教えていただきたいと思っております。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 こちらのヒトパピローマウイルス感染症の予防接種につきましては、平成25年から積極的勧奨というのが差し控えられている状況の中で、今回、令和3年11月に積極的勧奨を行っていくというふうなことで、まず斑鳩町のほうでは、中学1年生から高校1年生までの今まで受けていらっしゃらない方に対して、きちっとこの接種についての検討や判断ができるように、ワクチンの有効性とか安全性について書きましたパンフレットを送付させていただきまして、きちっと対象者に確実に情報提供を行った上で、受けるか受けないかということ判断していただくということでの丁寧な情報の提供と、また窓口等にも来られましたときには、ご相談させていただく中でご判断いただくようにさせていただいております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。今回の対象者の皆さんに中1から高1の方ですね、パンフレット等をお渡しになるということですけども、これは厚生労働省から出ている

ああいうパンフレットということではよろしいでしょうか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 厚生労働省から出ておりますパンフレットのほうを郵送させていただいて、皆さんに考えていただくようにしております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。そのように丁寧に積極的な勧奨をしていただけたらありがたいなと思っております。まだ国からどうかわからないんですけども、この25年から始まったわけですけども、今までの間でこの積極的な勧奨をできなかったということで、接種する機会を逃した人たちに関しては、どういふようになるのかというのは国からはまだ何も下りてきてないんでしょうか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 今、この積極的な勧奨を差し控えられていた間の定期接種の対象者の方が平成9年度から平成17年度生まれの女子ということで9学年あります。この方に対しまして、国のほうは来年の4月から令和7年3月までの3年間をキャッチアップの接種ということで実施していくという情報の情報は今下りてきておりますけれども、9学年にもなりますとかなりの対象者になってまいります。そうなりますとワクチンの供給量等の問題もありますので、国のほうは追ってどういふふうな形で接種勧奨していくかというふうなところ辺の情報を示していくというふうなことは聞いておりますけれども、今まだそういった情報は下りてきていない状況ですので、情報がわかり次第、また対象者の方にお知らせしていきたいと考えております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。丁寧な説明をしていただきまして、よくわかりました。またこれからも対象者の皆様とか不安な面もあると思っておりますので、ご丁寧な説明のほうよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 今の続きというか、もうちょっとだけ聞きたいんですけども、このワクチンなんですけれども、平成25年度までと同じワクチンなのか、それとも新しい内容が違ったワクチンの種類になっているのか、教えていただきたくなんですけれども。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 ちょっとその辺りのワクチンの成分的なことはまでは私のほうでは把握してないんですけども。国のほうがこの定期接種ということで使用するワクチン

につきましては、きちんと決めたものを業者から発注するような形になってまいりますので、こういった今まで検討をいろいろされている中での再開になってきておりますので、その辺りは安全性は国のほうで認められたということで始められてるといふふうに、私のほうは認識しております。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 定期接種ということは、公的な予防接種と同じ扱いということかなと思うんですけど、そうなった場合に副作用とかの救済措置みたいなのが行われるということがあるということでしょうか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 おっしゃるとおり定期接種になってまいりますので、そういった副反応が行った場合に関しましては定期接種に該当するというので、副反応の対応のほうは定期接種扱いとして実施していくことになります。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 以前のときはちょっとそういったこともあって、どうしても受けない人は問診票を受付まで来ていただいて、こういう副反応があるかもしれないということを説明していただいて、どうするかということをおっしゃっていただいていたと思うんですけど、相談していただいていた。今回に関してもそういう救済措置があったとしても、同じように窓口で相談していただいて、納得していただいてから受けるという形になるのでしょうか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 今回に関しましては、予診票ですとかそういったパンフレットのほうを皆さんにお渡しする中で考えていただくということになりますので、必ず窓口に来ていただいてお渡しするような、そういった体制には考えておりません。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 相談があった場合には、相談を受けるという形じゃないかなと思うんですけど、ちなみに対象者というのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 中学1年生から高校1年生で、今、対象者の数が565名になっております。予算として上げておりますのは、なかなかそういった方が全員、受けられるというのはまだ状況はわからないですので、大体約30%くらいの接種率を見込んでの今回、予算に計上させていただいております。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 ということは、その30%がオーバーした場合というのは、また対応していただけるという形になりますか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 予算上、不足した場合には補正等でまた対応していきたいと考えております。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

木澤委員。

○木澤委員 予算書の87ページ、負担金補助及び交付金の生駒郡地域外来検査センター運営負担金ですけども、こちらこれまでも設置してきた分だと思うんですけども、以前は、生駒市で設置している外来センターに生駒郡の地域の人も殺到したということで、向こうのほうから、こっちで開設してほしいという要請があって開設をされたというふうに思うんですけど、その後、今は開設されていないという状況の中で、改めてやはりこれを設置する必要があるのをそれを予算計上して準備しているというか、そういう状況だと理解していいんでしょうか。

○坂口委員長 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 この地域外来センターにつきましては、今、委員が述べられましたとおり、生駒市でまず最初に開設されて、その中で生駒郡の中でもやはり検査体制が充実する必要があるということで、当初、令和3年1月に開設をさせていただいて、その後、ある程度の一定の感染状況が減っていく中で、この生駒郡内でも発熱外来というところが、診療と同時に検査体制というのはしていただく診療所も増えてまいりました。そういった状況を見て、今現在、休止をさせていただいている状況ですけども、この年明け1月からの感染状況を見ていますと、なかなかちょっと検査が受けられないというような状況も見受けられたんですけども、ひとつの要因としては、保健所の業務の関係でということも言われておるんですけども、その辺りは今現在まだちょっと慎重に見極めをさせていただいているという状況でございます。ですので、そういった状況以外の要素がありましたら、また改めて令和4年度即時にまた立ち上げができるようにということで、今回こういった形で予算措置をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 分かりました。必要性があれば、例えば、すぐにでも必要であれば年度途中

でもまた設置はされるというふうに思っていますので、その辺の対応のためにということですね、分かりました。

次に、同じ87ページの委託料のところですけども、高齢者のインフルエンザ予防接種委託料ですけども、こちらですね、私も質問させていただきましたけれども、去年、コロナとインフルエンザと両方流行するんじゃないかということで、非常に接種される方が多かったんじゃないかなと思うんですけども、ただ、ワクチンの確保がどうだったのかとか、実際に受けはった方がどれくらいいるのか、ちょっとその辺の状況を教えてくださいいただけますでしょうか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 高齢者のインフルエンザの予防接種ですけども、今、委員おっしゃったように令和2年度というのはやはり国もコロナのワクチンがまだ接種が始まっていない中での、高齢者を優先的に早くインフルエンザを受けるというふうなアナウンスがありましたので、やはりその影響もありまして接種率は令和2年度は72.5%になっております。令和3年度におきましては、今1月末現在ですけども、64%の接種率になっておりまして、この接種率は令和元年度の62.3%に比べましてやや増えておりますけれども、今おっしゃったように令和2年度はワクチンのほうの高齢者の分に関しましては優先的に提供されたんですけども、今年度に関しましては元年度よりやや多めの供給量ということで、少しずつ、一気に10月から開始したということで供給量がなくて、徐々に入ってきているような状況の中で、少し高齢者の方もワクチンのほうをどこで打ったらいいのかというふうなことで少し悩まれたということのご相談もこちらのほうにも聞かせていただいてたところですけども、最終的には64%ぐらいの方が今、受けられている状況です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 新年度また予算枠としては増やしていただけてますのと、あとまだ具体的に報告をいただけてないですけど、町長の公約の中で、高齢者の方だけでなくて小学校卒業までと中学校3年生までの方にワクチン接種補助をということでおっしゃったので、それはいつ具体化されるのかちょっとわからないですけど、そのワクチンの確保のほうですね、今以上に必要じゃないかなというふうに思うんですけども、その算段といいますか見通しはどうなんでしょうか。町だけでこれを増やすということはできないと思うんですけども、国との関係の中で今以上にワクチンが必要になるんじゃないかというふうに思うんですけど、そこは見通しとしてはどうなんでしょうか。

○坂口委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 このワクチンにつきましては、町で確保するという事はちょっと難しい状況です。子どもに対してのインフルエンザの予防接種の助成ということですが、受けられた方に対しての助成ということを考えておりますので、できるだけ受けてはいただきましたけれども、そのところはやはり国のほうでもある程度、その年に使用する量というのを決めて製造していく形になってまいりますので、町としてその辺りをしっかりと確保していくというのは難しい状況です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 またその辺は具体的に話が出てきたときに議論させてもらおうと思っておりますけど、予算はいくらつけてもその物がなかったら打てないということになってしまいますので、そのところも町として事前に何かできるのであれば、やる必要があるかなというふうに思いましたので、これはまた町のほうから具体化していただいたときに議論させていただきたいと思っております。

次に、予算書93ページの火葬場の周辺対策、補償の関係ですね、414万7千円と、前年に比べたら金額が少なくなってますけど、これの内容を教えてください。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 町営火葬場に係ります補償事業関係ですがけれども、令和4年度といたしましては、まず継続事業でございます毛無池の西側、通称びわ谷農業水路の改修区間といわれる農道の整備工事といたしまして、全体事業費800万円のうち建設農林課で予算要求をさせていただいております土地改良事業負担金2分の1を除きます負担金400万円を計上しております。また、東里公民館下水道排管工事といたしまして、公共ますへの接続費用等の全体事業費39万6千円のうち斑鳩町地域集会所整備費等補助金対象の24万9千円を差引きましたら14万7千円を足しました414万7千円を予算計上させていただいているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 それと、同じ補償の関係で予算書の98ページの衛生処理場の周辺対策ですね、これ去年か決算のときか聞かせてもらったときに、令和3年度で2件事業をやって、令和5年度に3件残りますよというふうに聞いてたかなと思うんですけども、残項目としてはそういう認識で間違いはないでしょうか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 そのとき、3事業ともしかしたらお答えさせていただいたかもしれ

ませんが、申し訳ございません。残事業といたしまして6事業が残っている状況でございます。訂正してお詫び申し上げます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら6事業残ってるとして、これは今後、予算化して執行していく。最終年度というのは見通しはつくんですかね。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 残事業については計画的に進めてまいりたいと考えておりまして、早期にやるということで3年程度を目途に現在考えておるところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、こちらの事業がだいたい目途としては3年ですね。もうひとつ、今回、予算計上されてないんですけども、鳩水園の補償の関係ですね、こちらのほうは計上はされてないんですけども、こちらも残事業があったと思うんですけど、それが何事業か確認させていただけますか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 鳩水園の補償事業につきましては3事業が現在、残として残っておるところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そちらは執行の目途というのは立つものなんですか。

○坂口委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 現在、地元のほうにおいて協議を進めていただき、了承が整った時点で要求をいただきたいということでございますので、地元のほうの調整次第かというふうに考えているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 この補償に関わる関係は、だんだんと残項目でそれが終わったらもう補償の事業としても終わりですよということで、地元ともお話をさせていただいてきて、あと残っているのが火葬場の関係ですね。前回の予算のときか決算のときか忘れかもしれませんが、町長のほうでも火葬場の周辺対策事業について一定目途がつけられないかということでいろいろ努力していただいている中で、ほかの補償事業が終わった段階で、火葬場の話もしていこうと思ってるというふうにおっしゃっていただいていたと思うんです。ただ、衛生処理場は、あと3年くらいで目途がということですけど、鳩水園のほうはなかなか事業の執行が難しい中で、それを終わってからじゃないとなかなか火葬場の

周辺対策事業としても話ができないのか、それか、なかなか執行の目途が立たないので衛生処理場の目途がついた段階で一定お話をさせてもらって、何とか残りの項目これくらいで話をまとめてもらえませんかというそういう交渉ができるのかどうかですね、町長の腹づもりとしてですね、その辺はどういうふうに考えておられるんでしょうか。

○坂口委員長 中西町長。

○中西町長 この補償の問題につきましては、以前もいろいろな質問もいただいております。その中で、できるだけ早期にこの補償の打ち切りというのも考えていきたいということで説明をさせていただいております。特に、東里の場合につきましては、金額的にも大きな金額の要望は出てきておりません。その地元の要望に対しましてもできるだけ抑えるようにということで地元にも話をしております。その中で、行く行くはやはりこの火葬場の補償というのはなくなりますよということも、地元には話をしておりますので、今の状況で高安が約3年、地元の調整も取れた段階でですね、3年くらいかかるということがございます。あと、神南につきましては、路線的には難しい路線がございます。その中でこの3年の間に、神南地域もどのような形で進捗していくのか、それはできないから代替のものにしてほしいということになっていくのか、その辺の話もまたできたらなと思っておりますので、その辺も含めた中で何とか今の自分の任期中には、地元へはその話を下ろしていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 相手さんがあることなので、こちらの思いだけで一方的には進められない話になりますけども、今町長の心の内を聞かせていただきましたので、ぜひ在任中に目途をつけていけるようにご努力いただきますようお願いしておきます。

○坂口委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

失礼して、着席して説明させていただきます。一般会計予算書の105ページをお願いいたします。第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費でございます。はじめに106ページ、第18節 負担金補助及び交付金で、斑鳩町シルバー人材セン

ターへの支援といたしまして、昨年と同額の1,254万9千円を計上しております。高齢者の豊かな経験と技能を生かすとともに、働く機会の充実や活動の場づくりを促進するため、シルバー人材センターの活動に対し支援を行ってまいります。

以上で、第6款 商工費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 1点だけ気になる点について聞かせて欲しいんですけど、監査委員さんの団体への監査の報告の中にあつたかと思うんですけども、インボイスの関係でシルバー人材センターも対象になるということで、その対応等について心配されていて、そういうことを書かれていたと思うんですけど、町にほうからはシルバーさんからなにか相談を受けているとかそういう状況はないんですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 インボイスに関してシルバーのほうから、その件での相談等は受けておりません。ただ全国的なシルバーの問題でもありますので、全国のシルバーと国との協議といたしますか、そちらのほうは進めているというのはシルバーのほうから聞いているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員

○木澤委員 直接インボイスのことだけじゃないんですけども、毎年シルバーさん、議会に対してもいろいろ要望等出していただけてまして、今後やっぱり困る状況があるんやったら、議会にもそういうご要望いただくことになるのかなと思いますので、そういう情報がありましたらですね、われわれのほうにもぜひ提供いただきたいと思いますのでお願いしておきます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって第6款商工費に関する質疑を終結いたします。

続きますして、議案第10号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、議案第10号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別

会計予算についてご説明いたします。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

議案第10号

令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、特別会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読いたします。

令和4年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,058,600千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

初めに、本特別会計の予算総額でございますが、歳入、歳出それぞれ30億5,860万円となっております。前年度と比較をいたしまして360万円、0.1%の増となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明申しあげます。
本予算書の7ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算につきまして、ご説明を申しあげます。第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税でございます。新年度は5億1,746万6千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして747万円、1.5%の増となっております。予算の内訳は、第1目 一般被保険者国民健康保険税で5億1,724万7千円、第2目 退職被保険者等国民健康保険税で21万9千円となっております。

次に、8ページ、第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料でございます。保険料の督促事務に係る手数料といたしまして20万円を計上しております。

次に、第3款 県支出金であります。はじめに、第1項 保険給付費等交付金でございます。新年度は22億8,405万5千円を計上しております。第1目 保険給付費等交付金、第1節 保険給付費等普通交付金では、本町の療養諸費や高額療養費など保険給付に充てる財源であり、これに21億3,626万4千円、また第2節 保険給付費等特別交付金では、医療費通知や第三者求償事務などに対する保険者努力支援制度交付金や特別調整交付金、県2号繰入金、また特定健康診査の負担金などで1億4,779万1千円を計上しております。次に、第2項 財政安定化基金支出金でございます。市町村の国民健康保険財政に赤字が生じた場合や、災害等やむを得ない理由により収入が減少した場合、県において造成される同基金から資金の貸し付け又は交付を受けることができるものであります。

次に、9ページをお願いいたします。第4款 財産収入、第1項 財産運用収入でございます。第1目 利子及び配当金で、財政調整基金に係る利子千円を計上しております。

次に、第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金でございます。第1目 一般会計繰入金で、新年度は2億5,134万7千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして339万3千円、1.4%の増となっております。保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金など法定繰入金の外、後期高齢者医療支援金の赤字補填といたしまして、その他一般会計繰入金で1,500万円を計上しております。

次に、10ページ、第6款 繰越金、第1項 繰越金でございます。第1目 繰越金で、前年度と同額の1千円を計上しております。

次に、第7款 諸収入でございます。はじめに、第1項 延滞金加算金及び過料、第1目 延滞金で200万円を計上しております。次に、第2項 雑入では、新年度は352万8千円を計上しております。主に、交通事故等の第三者行為による返納金の受け

入れとして、一般被保険者第三者納付金で300万円を計上しております。また、雑入では、口座振替受付サービス事業補助金として40万6千円を計上しております。令和3年度までは、県支出金の対象となっておりましたが、新年度から国保連合会からの補助金に変更になったものでございます。最後に、11ページ、第3項 療養費等指定公費返還金では、第1目 療養費等指定公費返還金で千円を計上しております。この返還金は、過年度分の対応のため計上させていただいているものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明を申しあげます。12ページをお願いします。

初めに、第1款 総務費でございます。はじめに、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度は3,223万6千円を計上しております。前年度と比較しまして616万円、23.6%の増となっております。増の主な理由は、人件費及び未就学児の均等割5割軽減に係るシステム改修費によるものです。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び被保険者証の発行や、資格管理などに係る事務経費でございます。

次に、13ページ、第2目 国民健康保険団体連合会負担金でございます。こちらは、国民健康保険団体連合会の運営に対する負担金で、新年度は137万7千円を計上しております。次に、第3目 共同事業負担金でございます。国保支援センターで行う国保事業の共同化に対する負担金で349万2千円を計上しております。

次に14ページ、第2項 徴税费、第1目 賦課徴収費でございます。新年度は898万5千円を計上しております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託など電算委託料などの費用でございます。次に15ページ、第3項 運営協議会費、第1目 運営協議会費では、前年度と同額の22万5千円を計上しております。国保運営協議会の開催に係る委員報酬でございます。

続きまして、第2款 保険給付費でございます。初めに、第1項 療養諸費では、新年度は18億6,444万7千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして315万円、0.2%の減となっております。その内訳につきましては、第1目 一般被保険者療養給付費18億4,151万8千円、第2目 退職被保険者等療養給付費10万円、第3目 一般被保険者療養費1,694万円、第4目 退職被保険者等療養費1万円、第5目 審査支払手数料で587万9千円を計上しております。

次に、16ページ、第2項 高額療養費でございます。新年度は2億6,635万9千円を計上しております。前年度と比較しまして1,228万円、4.4%の減となっております。内訳につきましては、第1目 一般被保険者高額療養費で2億6,580万円、第2目 退職被保険者等高額療養費で10万円、第3目 一般被保険者高額介護

合算療養費で45万8千円、第4目 退職被保険者等高額介護合算療養費で千円となっております。次に第3項 移送費では、新年度は5万1千円を計上しております。内訳は、第1目 一般被保険者移送費で5万円、第2目 退職被保険者等移送費で千円となっております。次に17ページ、第4項 出産育児諸費では1,050万6千円を計上しております。その内訳は、第1目 出産育児一時金で1,050万円、第2目 支払手数料で6千円でございます。次に、第5項 葬祭諸費、第1目 葬祭費では、前年度と同額の150万円を計上しております。次に、第6項 傷病手当金、第1目 傷病手当金でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金として、新年度は10万円を計上しております。

続きまして、18ページをお願いいたします。第3款 国民健康保険事業費納付金では、新年度は8億1,168万千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして1,818万1千円、2.3%の増となっております。はじめに、第1項 医療給付費分では6億710万6千円でございます。内訳は、一般被保険者医療給付費分6億705万6千円、退職被保険者等医療給付費分5万円でございます。次に、第2項 後期高齢者支援金等分では1億5,291万3千円を計上しております。内訳は、一般被保険者後期高齢者支援金等分1億5,286万3千円、退職被保険者等後期高齢者支援金等分5万円でございます。次に、19ページでございます。第3項 介護納付金分では5,166万2千円を計上しております。

続いて、第4款 共同事業拠出金、第1項 共同事業拠出金、第1目 共同事業拠出金で1千円を計上しております。退職被保険者等医療の資格確認用に、年金受給者一覧を国保連合会に作成していただくための拠出金でございます。

次に、第5款 財政安定化基金拠出金でございます。災害等やむを得ない理由により収入が減少したことなどで、県において造成される同基金から資金の交付が市町村にあった場合、その基金を補填する財源は各市町村が負担することとなるため、名目予算、1千円を計上しているものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。第6款 保健事業費でございます。第1項 保健事業費では、新年度は254万1千円を計上しております。その内訳につきましては、第1目 人間ドック健診受診費用助成費で240万円、第2目 医療費適正化対策費で14万1千円でございます。次に、第2項 特定健康診査等事業費、第1目 特定健康診査等事業費で、新年度は2,279万3千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして251万円、9.9%の減となっております。特定健康診査委託料のほ

か、特定健康診査の結果説明や保健指導業務の委託料等を計上しております。減の主な理由につきましては、被保険者数の減少に加えて、特定健康診査の受診率について、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度より5.1ポイント低い40.7パーセントで見込み予算を計上したことによるものでございます。次に、21ページ、基金積立金でございます。収入超過となった場合に、基金を積み立てることとなりますので、名目予算を計上しております。次に、第8款 公債費でございます。第1項 一般公債費、第1目 利子で、前年度と同額の10万円を計上しております。第2項 財政安定化基金償還金では、同基金への返還について、新年度では償還はないことから、費目設定といたしまして名目の予算を計上したものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。第9款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金では、新年度は220万2千円を計上しております。その内訳は、第1目 一般被保険者保険税還付金で215万円、第2目 退職被保険者等保険税還付金で5万1千円、第3目 県支出金等に係る償還金で1千円となっております。次に、第2項 療養費等指定公費立替金、第1目 療養費等指定公費立替金でございます。1千円を計上しております。歳入予算で説明申しあげましたとおり、療養費等指定公費返還金に対する費用として設けているものでございます。

最後に、23ページでございます。第10款 予備費では、前年度と同額の3千万円を計上しております。

以上で、議案第10号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計予算について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 給付の状況ですね、このコロナ禍の下で2年度は給付が減ったと思うんですけども、3年度、今年度の給付の状況というのはどんな感じなんでしょうか。

○坂口委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国民医療課長 国民健康保険の療養給付に係る、まず令和3年度の見込みでございますけれども、1人当たりの医療費で申しあげます。1人当たり約31万円程度、これは保険者の負担分7割分ですね。かかっているというふうに見込んでおります。コロナの

影響によりますいわゆる令和2年度なんですけれども、約29万円ということでしたので、約1万円ほど高い状況となっておりますということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そんな中で、令和4年度の見通しはどういうふうにされてるんでしょうか。

○坂口委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国民医療課長 給付につきましては、給付のまず全体の費用につきましては、予算総額ですね、被保険者数が減っておりますので減少の傾向にはあるんですけれども、1人当たりの医療費がやはり増えている傾向がございますので、令和4年度につきましては総額としては、減る分と増える分と見込んで、ほぼ変わらないというふうに計上させていただいております。以上でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 予算書の7ページのところに世帯数と被保険者数を書いているんですけども、世帯数で言う令和3年度3,510だったので、若干増えている状況ですね。被保険者数で言う5,587名あったのが14人ほど減ってますけども、そんなに差はないかなと。1人当たりの医療費についてはそんなに変わってないということで、この予算を見せてもらうと保険給付費自体が若干減ってるという状況の中で、この納付金の額が増えているのは、これはなぜでしょうか。普通、給付が減れば必要な納付金も減るというふうに思うんですけど。

○坂口委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国民医療課長 県のほうも1人当たりの医療費は増えるというふうに聞いております。そうした中で、県全体の医療費を見込む中におきましても、総額が増えるという状況もございますので、やはり1人の当たりの医療費ですね、そこが県全体の被保険者数も減る傾向にはあるんですけれども、1人当たりの給付がやはり増えるというところがございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら給付費の予算自体も必要な医療費に合わせて増えていくものだというふうに思うんですけど、そこは逆に減っているというか変わらないというのがよくわからないんですけど。本来だったら給付費が増えて、必要な分の納付金を納めてくださいよと、それで納付金も増えますよというんだったら分かりますけど、給付費は増えてないと。でも納付金だけ増えているというのはよくわからないし、その理屈には合わないと思うんですけど、それは県はどう言ってるんでしょうか。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午後 3 時 4 3 分 休憩)

(午後 3 時 4 5 分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

安藤国保医療課長。

○安藤国民医療課長 申し訳ございません。町の決算ベースでまず療養給付の状況を申しあげますと、令和 2 年の決算が 1 6 億 5, 7 0 0 万円です。療養給付 1 6 億 5, 7 0 0 万円、これが令和 2 年の決算です。やはりこれはコロナの影響によりまして低かったものです。そして、令和 3 年の決算見込みですけれども 1 7 億 4, 6 0 0 万円を見込んでおります。令和 3 年の当初予算を見ると、ある程度回復するであろうという見込みもありましたので 1 8 億 4, 6 0 0 万円を計上しておったんですけれども、実際は見込みは 1 7 億 4, 6 0 0 万円くらいを見込んでいたという状況です。そして、1 人当たりの医療費も伸びているという状況もある中で、今回 1 8 億 4 千万円ということで予算計上しているという状況になってるということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 それは給付費には反映されてないんですかね。かかる医療費は増えるけど、何かほかの部分が減ってということでもないでしょう、保険給付費自体ですから。予算でも見込んで給付費も上がるというふうにならないと成り立たないと思うんですけど。

今あまり時間がかかるようだったら、また明日、答えていただいても構いませんので。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午後 3 時 4 8 分 休憩)

(午後 3 時 4 9 分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

安藤国保医療課長。

○安藤国民医療課長 申し訳ございません。ただいまのご質問につきましては、もう一度精査させていただいて、ご回答させていただきたいと思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、またそれは置いておいて違うことを聞かせていただきたいと思っております。今、結局、県の基金としてはどれくらいになっているんでしょうか。

○坂口委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国民医療課長 県の令和 2 年度の特別会計決算について、基金に 2 9 億円積立てを

されています。令和3年12月現在の基金残高ですが、それまでのいわゆる令和元年度までの積立金の残高11億円と合わせまして40億円というふうに確認をしております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 全体の会計からすると、そんなに確かに大きい額ではないんですけども、黒字になってきてますよという中で、先日の厚生常任委員会でたしか課長、保険料率の見直しについては令和4年度で県がする見通しだというふうに報告されていたと思うんですけども、もともと示されている令和6年度までの標準保険料率でいくと黒字になり過ぎるんじゃないのというふうに思ってるんですけど、県としては引き下げの方向で見直しをしようとしているのか、その辺は何か聞いてはりますか。

○坂口委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国民医療課長 今のところ、その6年度に向けての方針というのは当初と変わっていない状況でございます。1人当たりの医療費はやはり増えるだろうというふうに、県のほうはそういう見解になっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 斑鳩町も県から示される保険料率に向けて、いろいろ保険税は調整はされますけども、ただ、町の会計を見る中では黒字で来てるんですよ。そんな中で、県から示される保険料率のままに引き上げをしていくことがほんまに必要なのかというふうに思いますし、県の会計全体としても黒字になってきているんじゃないかと。基金40億円ということですけど、そんな中で県として当初のとおり標準保険料率でいくのかどうか、その点については町の会計の状況もですね、きちっとやはり県に報告されているのは当然されているんでしょうけど、そんな中でやはり町民の負担を増やすようなことにはならないように、担当のほうでもきちっとその状況も伝えていただきたいなというふうに思いますので、お願いをしておきます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結します。

これをもって、本日の審査を終了いたします。

明日は午前9時から会議を開き、引き続き、本日の続きから審査することといたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

お疲れさまでした。

(午後3時53分 終了)